
坂出市 都市計画マスタープラン

平成 31 年 3 月策定
令和 6 年 3 月改定

坂出市

目 次

序章 計画の基本的事項

1. 坂出市都市計画マスタープランの概要	1
1.1. 計画の前提	1
1) 都市計画マスタープランとは	1
2) 位置付け	1
3) 計画の構成	2
1.2. 計画の条件	3
1) 対象区域	3
2) 計画期間	4

第Ⅰ章 坂出市の現状とまちづくりの主要課題

1. 坂出市の現状	5
1.1. 坂出市の概況	5
1.2. 人口等	6
1.3. 土地利用等	8
1.4. 都市交通	11
1) 道路網	12
2) 公共交通	14
1.5. 防災	16
1.6. 坂出市の都市計画決定状況	17
1.7. 行財政等	24
1) 財政状況	24
2) 公共施設の維持管理	25
2. 上位計画・関連計画	26
1) 上位計画	26
2) 関連計画	30
3. 市民の意向	33
4. まちづくりの主要課題	36

第Ⅱ章 全体構想

1. めざすべき都市の姿	37
1) まちづくりの基本理念・将来像	37
2) 都市計画マスタープランの基本方針	38
2. 将来都市構造	39
3. 分野別方針	42
3.1. 土地利用の方針	42
1) 土地利用の配置方針	42
3.2. 交通体系の方針	45
1) 道路	45
2) 公共交通等	45
3) 港湾	45
3.3. 魅力あふれるまちづくりの方針	47
1) 豊かな自然環境の保全	47
2) 水と緑のネットワークの形成	47
3) 良質な都市景観の形成	47
4) 坂出らしい交流促進	47
3.4. 生活関連施設の方針	48
1) 下水道	48
2) 公共施設等	48
3) 河川・ため池	48
3.5. 都市防災の方針	49
1) 都市基盤の整備	49
2) 地域防災力の強化	49

目 次

第Ⅲ章 地域別構想

1. 地域別構想とは.....	51
1) 地域別構想の考え方.....	51
2) 地域区分	51
2. 中心地域.....	52
1) 地域の現状と課題.....	52
2) めざすべき地域の姿.....	53
3) 地域づくりの方針.....	53
3. 北東部地域.....	55
1) 地域の現状と課題.....	55
2) めざすべき地域の姿.....	56
3) 地域づくりの方針.....	56
4. 南東部地域.....	58
1) 地域の現状と課題.....	58
2) めざすべき地域の姿.....	59
3) 地域づくりの方針.....	59
5. 南部地域.....	61
1) 地域の現状と課題.....	61
2) めざすべき地域の姿.....	62
3) 地域づくりの方針.....	62

第Ⅳ章 計画実現に向けて

1. 計画的・効果的なまちづくりの推進.....	65
1) 庁内推進体制の充実.....	65
2) 計画の進行管理.....	65
2. 共働によるまちづくりの推進.....	66
1) 役割分担	66
2) 推進方策	66

序章 計画の基本的事項

1. 坂出市都市計画マスタープランの概要

1.1. 計画の前提

1) 都市計画マスタープランとは

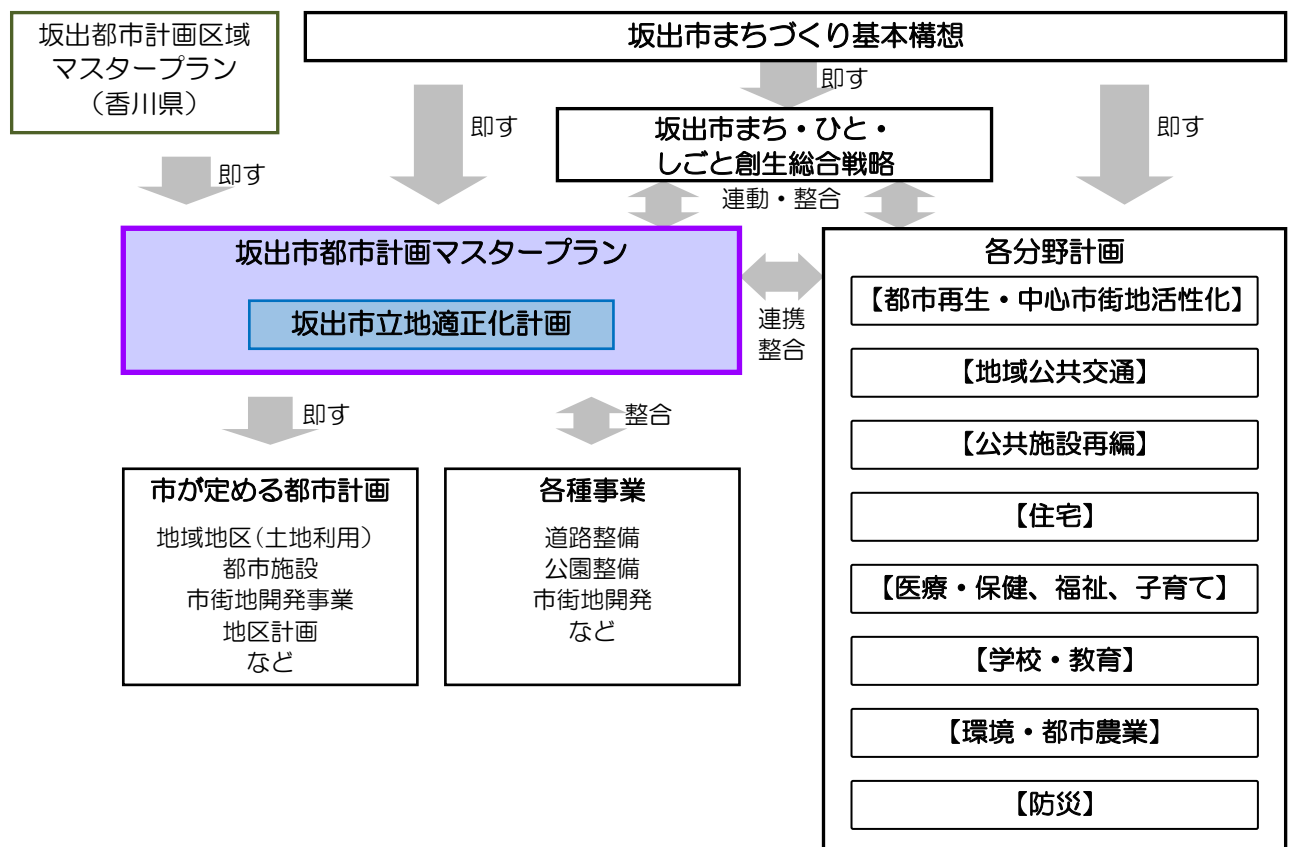
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、長期的な展望に立ったまちづくりの将来像を定め、その実現に向けた土地利用や都市施設などの都市計画に関する基本的な方針を定める計画です。

都市計画マスタープランは、「坂出市まちづくり基本構想（議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想）」ならびに「香川県都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」に即して定めるものとされています。

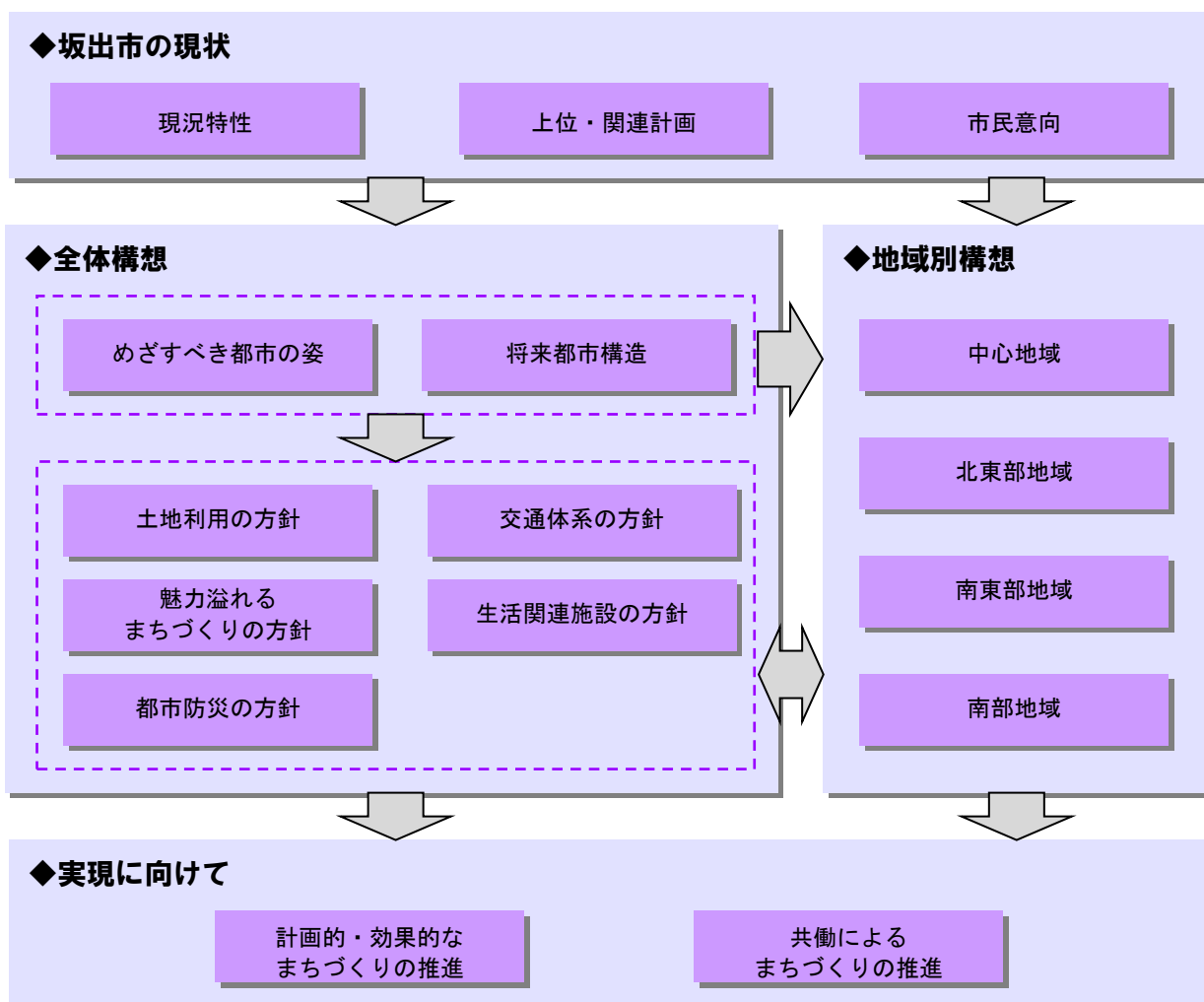
2) 位置付け

坂出市都市計画マスタープランは、本市の最上位計画である「坂出市まちづくり基本構想」および香川県が定める「坂出都市計画区域マスタープラン」を上位計画として位置付けます。

また、本市の人口減少対策に係る計画である「坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動し、計画の整合性を図ります。



3) 計画の構成

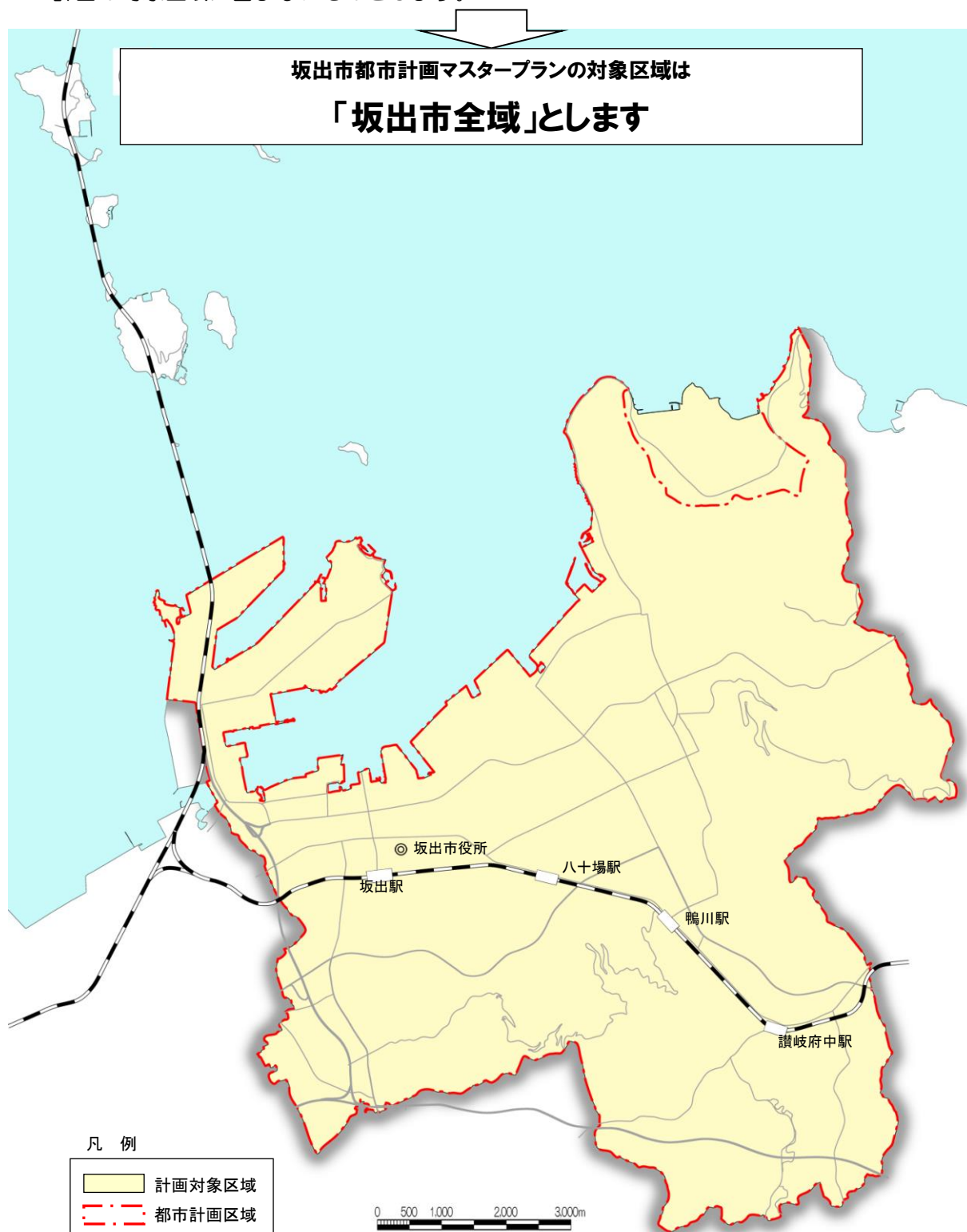


1.2. 計画の条件

1) 対象区域

都市計画マスタープランでは、一体的な発展をめざしたまちづくりを進めていくため、都市計画区域だけでなく、市域全体を対象区域とします。

ただし、離島振興法等を活用したまちづくりを推進する観点から、島しょ部については、当該計画の対象区域に含まないものとします。



注) 離島振興法の観点から島しょ部を除く

2) 計画期間

都市計画マスタープランは、長期的な展望に立ったまちづくりの将来像を定め、その実現に向けた土地利用や都市施設などの都市計画に関する基本的な方針を定める計画です。

こうしたことから、都市計画マスタープランの計画期間を概ね 20 年間とし、目標年次を 2038 年と設定します。

また、計画策定後は社会経済情勢の変化や土地利用の状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



坂出市都市計画マスタープランの計画期間は
「概ね 20 年間(目標:2038 年)」と設定します

第Ⅰ章 坂出市の現状とまちづくりの主要課題

1. 坂出市の現状

1.1. 坂出市の概況

①位置・地勢

香川県のほぼ中央に位置する坂出市は、東は高松市、西は丸亀市・宇多津町、南は綾川町に接し、北は多島美を誇る瀬戸内海が開けた、東西 14.65km、南北 18.20km、総面積 92.49km² の市です。また、市域は、海岸沿いの市街地と綾川沿いの田園地帯、これら平坦地を取り囲む山々などによって形成されています。

②歴史・沿革

本市は、塩田と塩の積み出しのための港町として栄え、昭和 17 年の林田村との合併による市制施行を始まりとした近隣 6 村との合併を経て、高度経済成長期の塩田跡地における都市基盤整備、番の州地区の埋め立て等により、「港湾工業都市」として発展してきました。

③広域的位置付け

瀬戸大橋開通、四国横断自動車道の整備等により、本州と四国を結ぶ交通の要衝となっています。

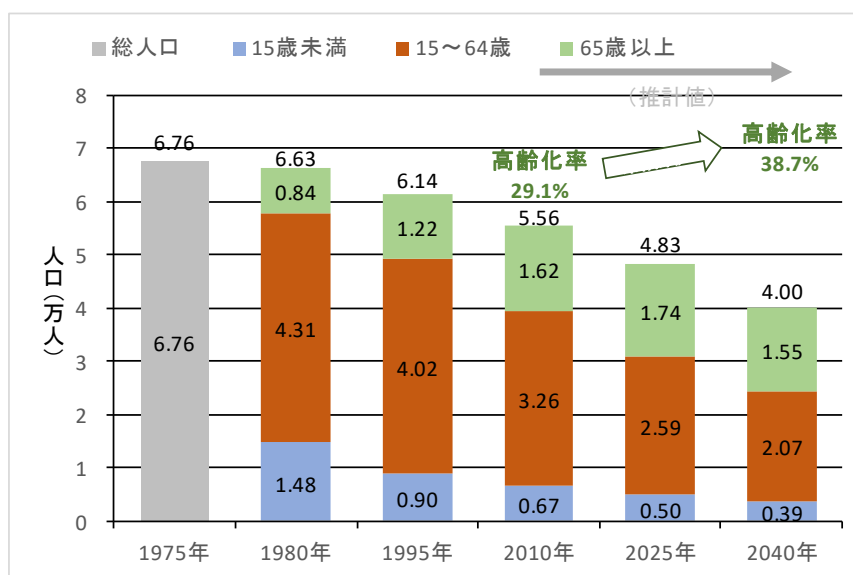
1.2. 人口等

①人口の推移

本市の総人口は1977年2月の67,734人(常住人口)をピークとして減少傾向にあり、2015年現在53,164人(国勢調査)です。

『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』(国立社会保障・人口問題研究所)によると、今後も人口減少が続き、2040年には40,022人となることが予測されています。

年齢別3区分別人口をみると、年少人口(0～14歳)および生産年齢人口(15～64歳)が減少し、老年人口(65歳以上)が増加することが予測され、2040年の高齢化率は38.7%となることが予測されています。



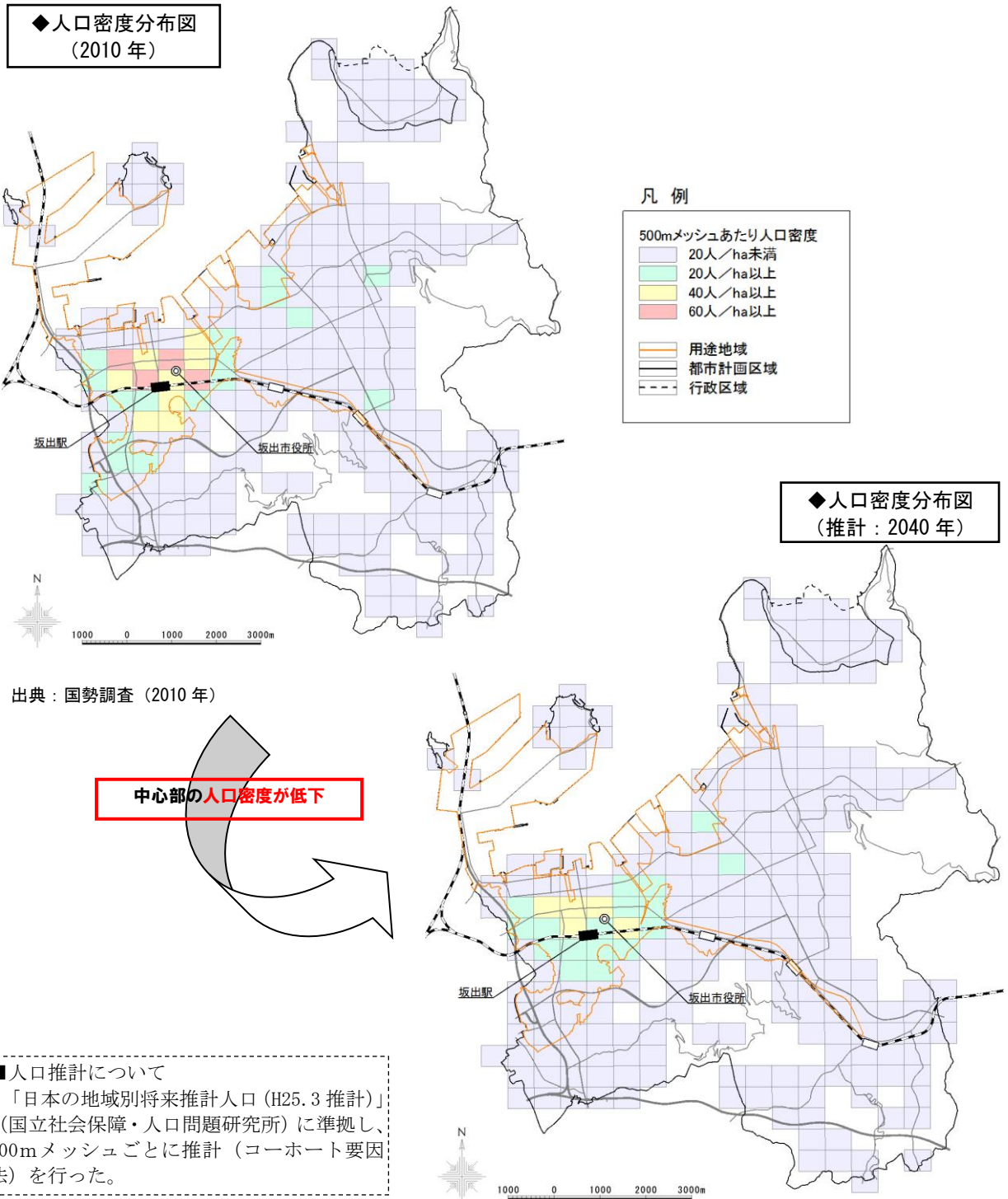
出典：国勢調査、「日本の地域別将来推計人口(H25.3推計：国立社会保障・人口問題研究所)」

②人口密度

本市は、JR坂出駅周辺を中心とした交通利便性の高い地域に人口が分布しています。

2010年の現況人口密度分布をみると、JR坂出駅周辺の中心部では60人/haを上回る地区もありますが、全般的に低密度な市街地が広がっていることが伺えます。

また、2040年には中心部の人口密度も低下し、市街地の目安となる40人/ha（都市計画運用指針）を上回る地区も中心部の一部に限られることが予測されます。

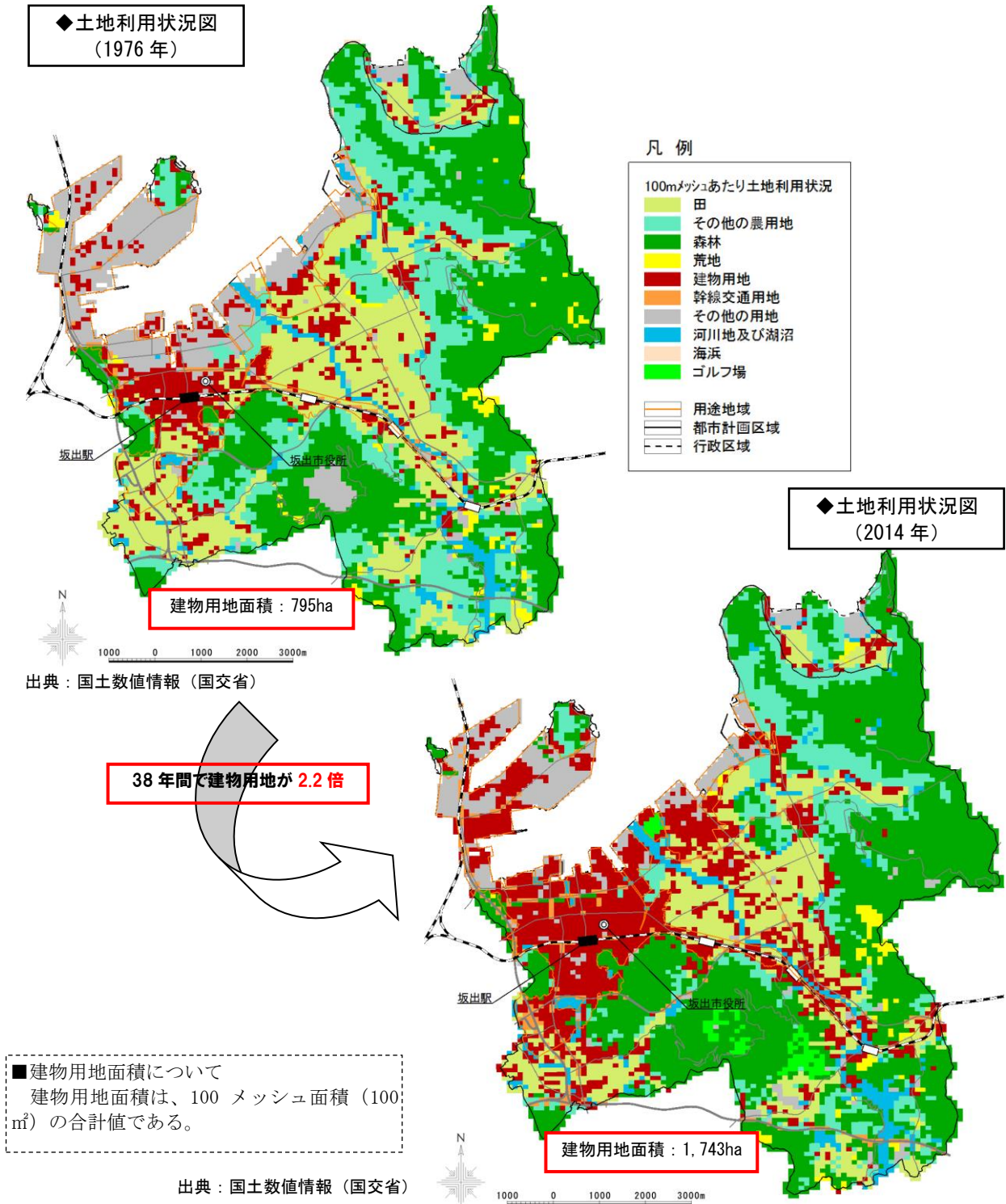


1.3. 土地利用等

①土地利用状況

土地利用の状況をみると、1976 年には建物用地が 795ha であったものが、2014 年には 1,743ha と 38 年間で 2.2 倍に拡大しています。

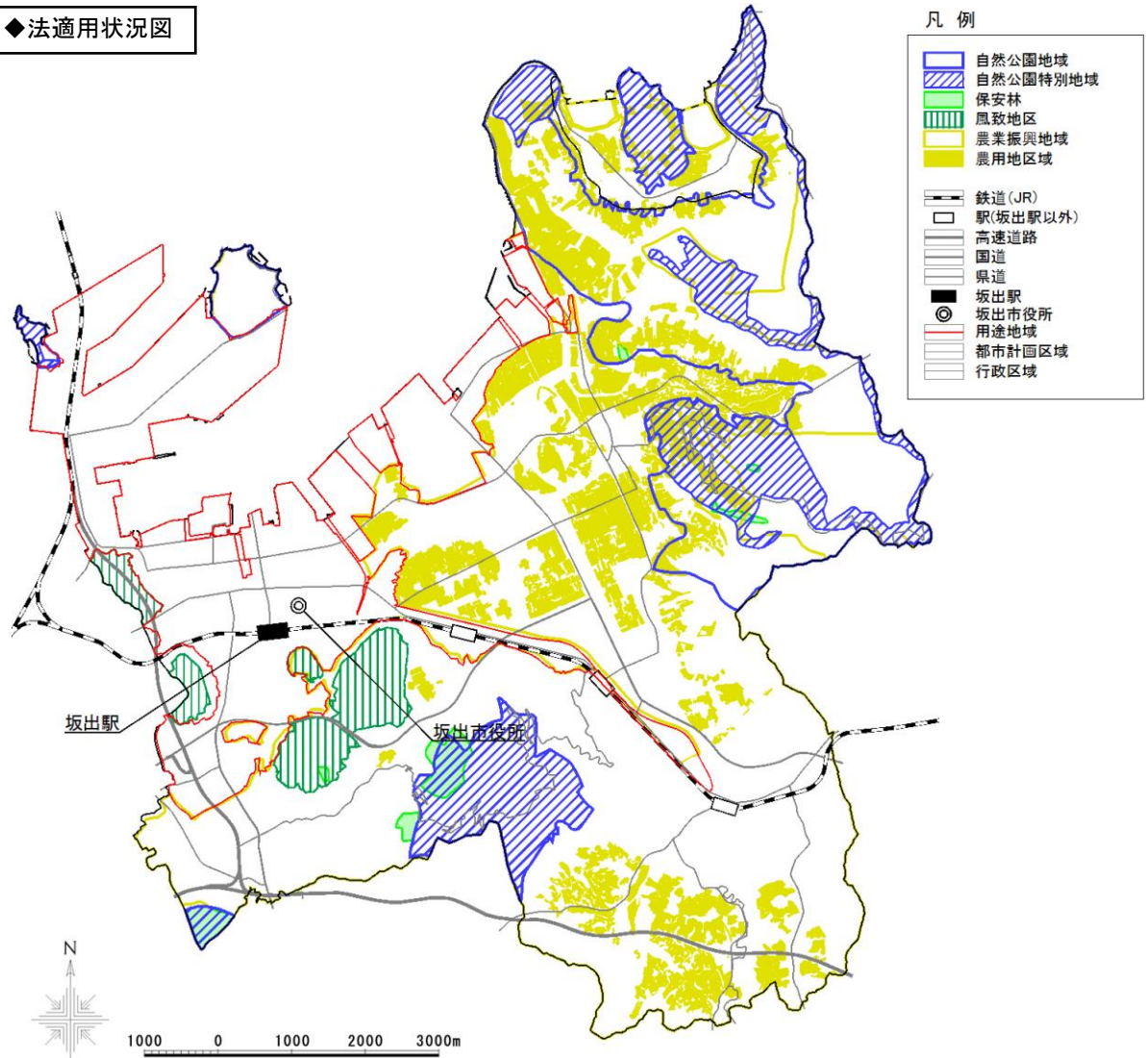
一方で、人口は 1977 年をピークとして減少が続いていることから、低密度な建物用地が拡大し、空家や空地の増加が伺えます。



②法適用状況

本市の法適用の状況をみると、市東部に農振農用地が指定され、市北東部および城山周辺に瀬戸内海国立公園が指定されています。また、金山など5箇所で風致地区が指定されています。

◆法適用状況図



出典：庁内資料および国土数値情報

③文化財

指定文化財の状況を見ると、国指定が 9 件、県指定が 18 件、市指定が 34 件となっています。また、その他の文化財として、登録文化財が 6 件、選択無形民俗文化財が 1 件となっています。

■指定文化財の状況

单位:件

分類			国指定			県指定	市指定	総数
有形文化財	建造物		国宝 1	重要文化財 2	計※ 3	2	3	8
	美術工芸品	絵画	-	-	-	-	3	3
		彫刻	-	1	1	2	8	11
		工芸品	-	1	1	6	4	11
		書跡・典籍	-	-	-	-	5	5
		古文書	-	-	-	-	-	-
		考古資料	-	-	-	1	2	3
	歴史資料	-	1	1	-	-	1	
無形文化財			重要無形文化財 -			-	-	-
民俗文化財	有形民俗文化財		重要有形民俗文化財 -			-	-	-
	無形民俗文化財		重要無形民俗文化財 -			2	-	2
記念物	特別		-	3	3	4	7	14
	史跡		-	-	-	-	1	1
	名勝		-	-	-	1	1	2
天然記念物			-	-	-	1	1	2
総数			9			18	34	61

(平成30年6月5日現在)

■その他文化財の状況

分類	件
登録文化財	6
選択無形民俗文化財	1

(平成30年6月5日現在)

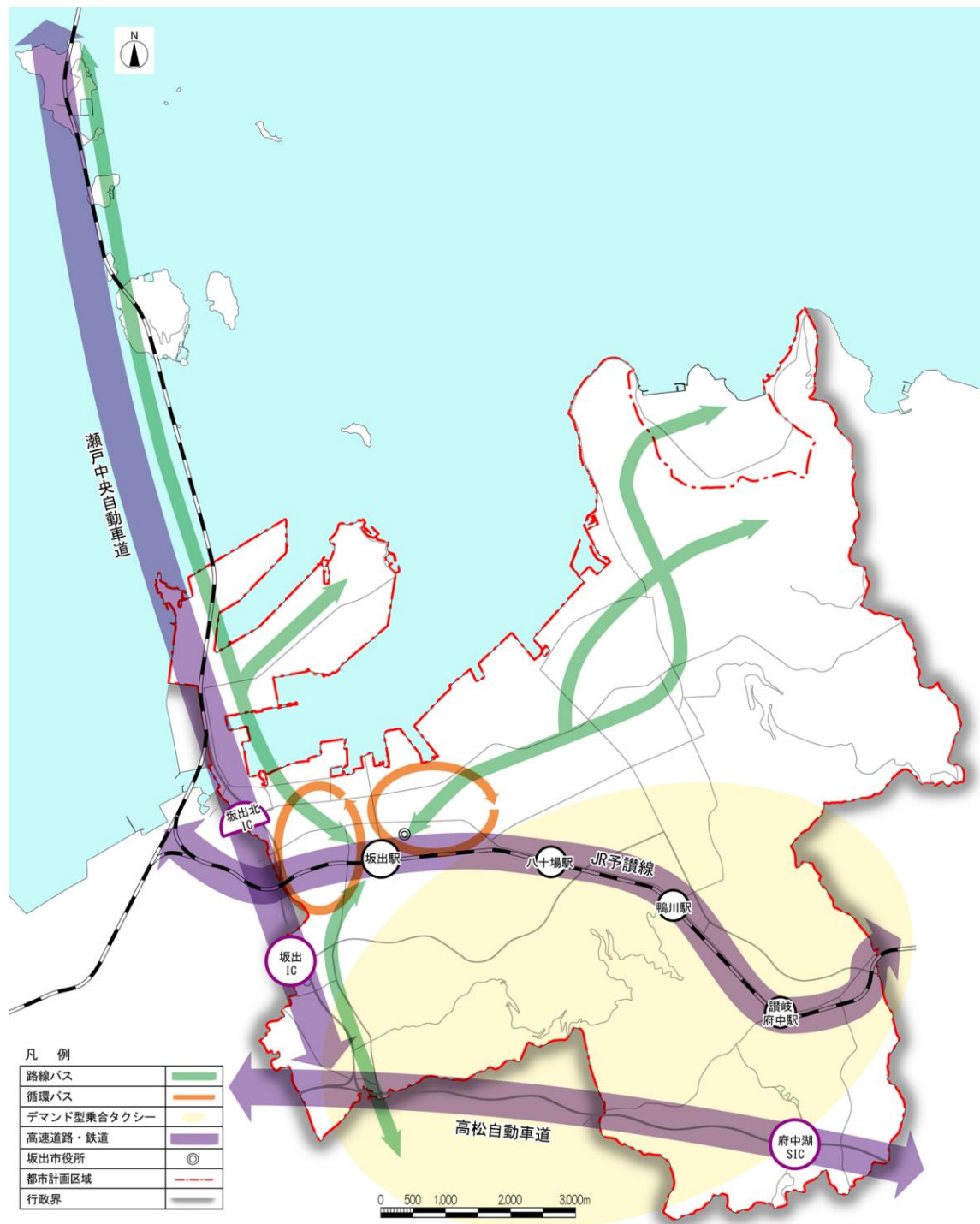
出典：文化振興課資料

1.4. 都市交通

本市は、瀬戸中央自動車道および高松自動車道、ＪＲ予讃線が広域的な交通軸を形成しています。

市内の公共交通をみると、ＪＲ坂出駅を起点として、市内各地へ路線バスやデマンド型乗合タクシーが運行し、市中心部には東西２ルートの循環バスが運行しています。

◆都市交通網図



1) 道路網

①道路整備状況

本市には国道、県道、市道など（道路法による道路）は 896 路線の道路が整備され、改良率は 75.0%となっています。

市道の改良率は 66.8%となっており、今後も引き続き計画的な生活道路の整備を推進するとともに、老朽化対策など適正な維持管理を図ることが重要です。

またそれ以外の道路についても、老朽化対策など適正な維持管理を図ることが重要です。

現在、瀬戸中央自動車道坂出北インターチェンジはハーフインターチェンジとなっており、特に物流の観点から恵まれた交通条件が活かされていない状況となっています。

■市内の道路整備状況

区分	路線数	実延長 m	改良済	
			延長 m	改良率 %
高速自動車国道（四国横断自動車道）	1	7,597	7,597	100.0
一般国道（瀬戸中央自動車道）	1	14,831	14,831	100.0
一般国道（指定区間）	1	11,285	11,285	100.0
一般国道（指定区間外）	1	2,503	2,503	100.0
主要地方道	6	37,485	35,843	95.6
一般県道（専用外）	13	69,275	66,446	95.9
一般県道（自転車専用）	1	2,261	2,261	100.0
市道	872	383,650	256,142	66.8
合計	896	528,887	396,908	75.0

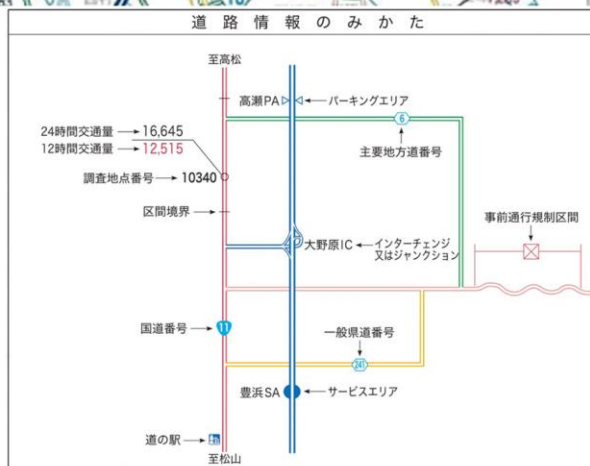
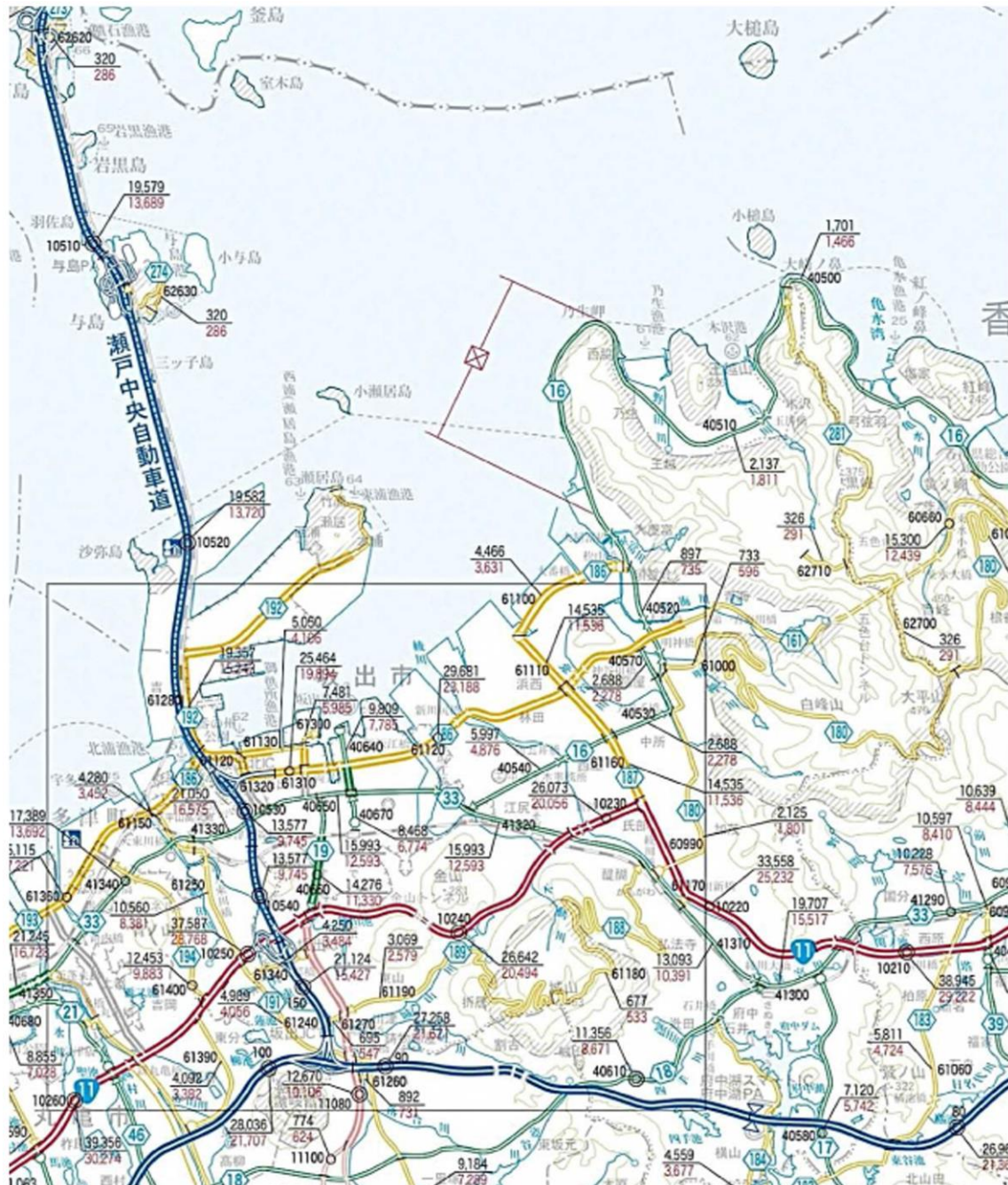
※一般国道（指定区間）に瀬戸中央自動車道は含まない

資料：香川県道路現況表（H29.4.1現在）

②交通量

平成 27 年道路交通センサスの平日 24 時間交通量をみると、瀬戸中央自動車道で 19,500 台超、四国横断自動車道で 27,200 台超、国道 11 号で 26,600 台超、県道大屋富築港宇多津線（さぬき浜街道）で 29,600 台超となっています。

◆道路網図



凡 例	
高規格幹線道路	4車線以上 暫定2車線
一般国道(直轄管理区間)	4車線以上 2車線以下
一般国道(県管理区間)	4車線以上 2車線以下
主要地方道	4車線以上 2車線以下
一般県道	4車線以上 2車線以下
有料道路	4車線以上 2車線以下
事前通行規制区間	事前通行規制区間
12時間観測地点(実測)	○
24時間観測地点(実測)	◎
無印は非観測(推定値)	
区間によっては推定値が実測と乖離している可能性があるため、使用にあたっては留意する必要がある。	

出典：H27 道路交通センサス（香川県）

2) 公共交通

①公共交通の利便性

公共交通の利便性をみると、公共交通徒歩圏に居住する人口割合は 2010 年現在、用途地域内で 85%を超え、将来的にも同様の状況であることが予測されています。

また JR 坂出駅は、JR 岡山駅から約 40 分、JR 高松駅から約 15 分と交通利便性が高く、1 日乗降者数は四国管内で県庁所在地の中心駅に次ぐ 5 番目となっています。

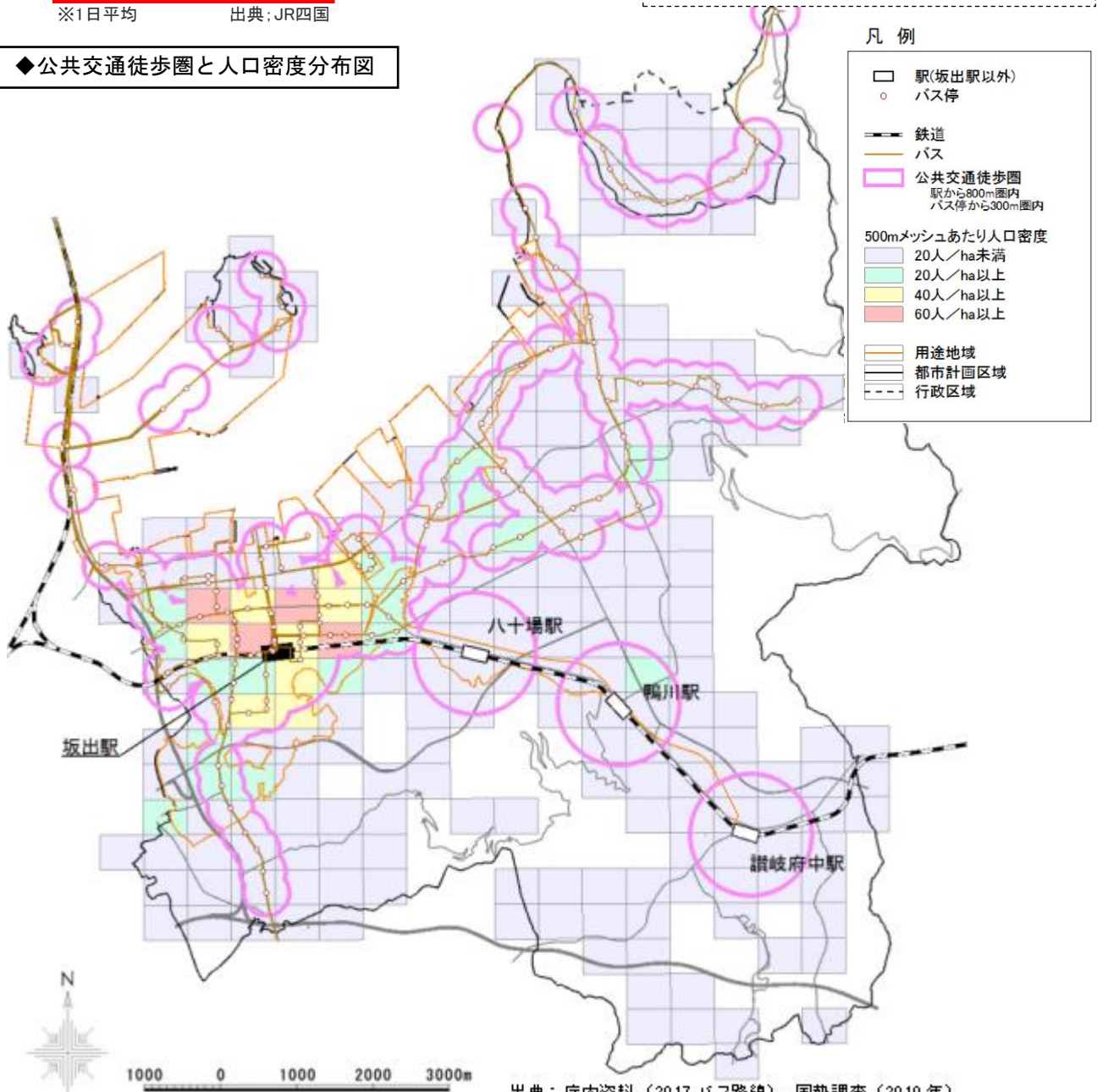
■駅別乗降者数一覧(H29)

1	高松	25,882人
2	徳島	16,224人
3	松山	14,344人
4	高知	10,554人
5	坂出	10,552人

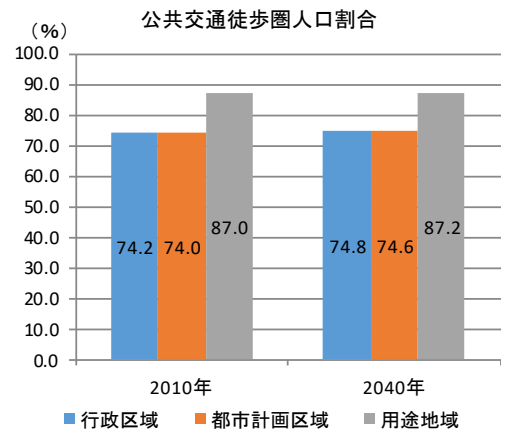
※1日平均

出典：JR四国

◆公共交通徒歩圏と人口密度分布図



出典：庁内資料（2017 バス路線）、国勢調査（2010 年）



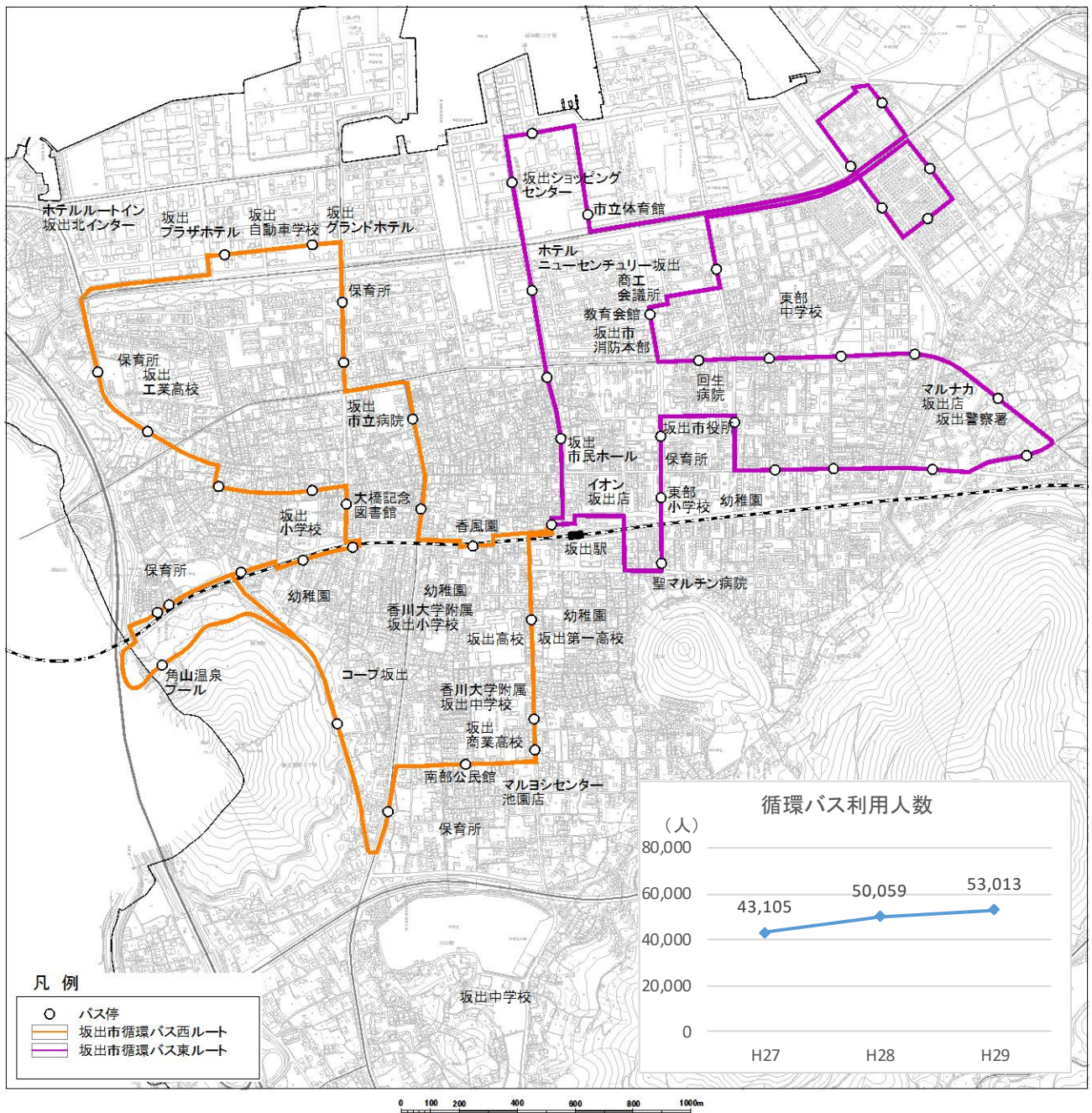
■人口割合について

「アクセシビリティ指標活用の手引き（案）（H26）」（国総研）に準拠して 100mメッシュ人口分布を作成し、公共交通徒歩圏に重心が含まれる 100mメッシュ人口の割合を算出した。

②循環バス

JR坂出駅を起点として市中心部を走る循環バスは、東ルート、西ルートの2ルートで運行しており、その利用人数は年々増加傾向にあります。

◆循環バスルート図

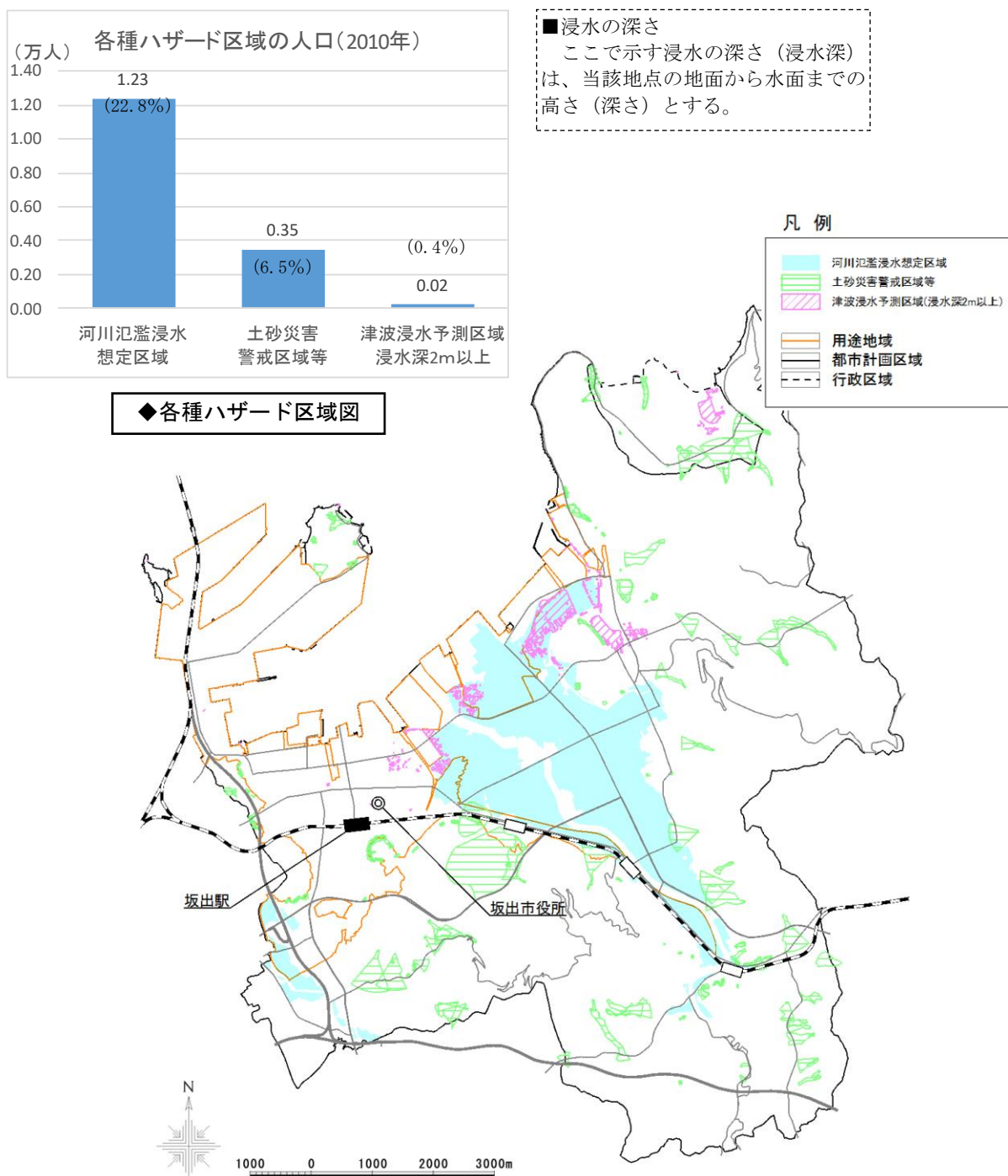


1.5. 防災

海と山に囲まれた本市には各種ハザード区域が数多く存在し、河川氾濫浸水想定区域には 23% 程度、土砂災害警戒区域等には 6% 程度、津波浸水予測区域（浸水深 2m 以上）には 0.4% 程度の人口が居住しています。このため本市では、護岸の嵩上げ、補強等の海岸施設や河川施設の改修を行うとともに、自主防災組織の育成や防災訓練の実施などのソフト対策を実施しています。

また、市中心部においても狭隘道路で構成された住宅密集地が存在し、地震・火災発生時の大きな被害が懸念されます。

※浸水深 2m 前後で建物被害に大きな差があり、浸水深 2m 以下の場合には建物が全壊となる割合は大幅に低下する。（国土交通省都市局報道発表資料「東日本大震災による被災現況調査結果について（第 1 次報告）」（平成 23 年 8 月））



1.6. 坂出市の都市計画決定状況

本市は、坂出都市計画区域が指定され、都市計画法に基づき地域地区などの土地利用、道路などの都市施設、土地区画整理事業などの市街地開発事業が行われています。

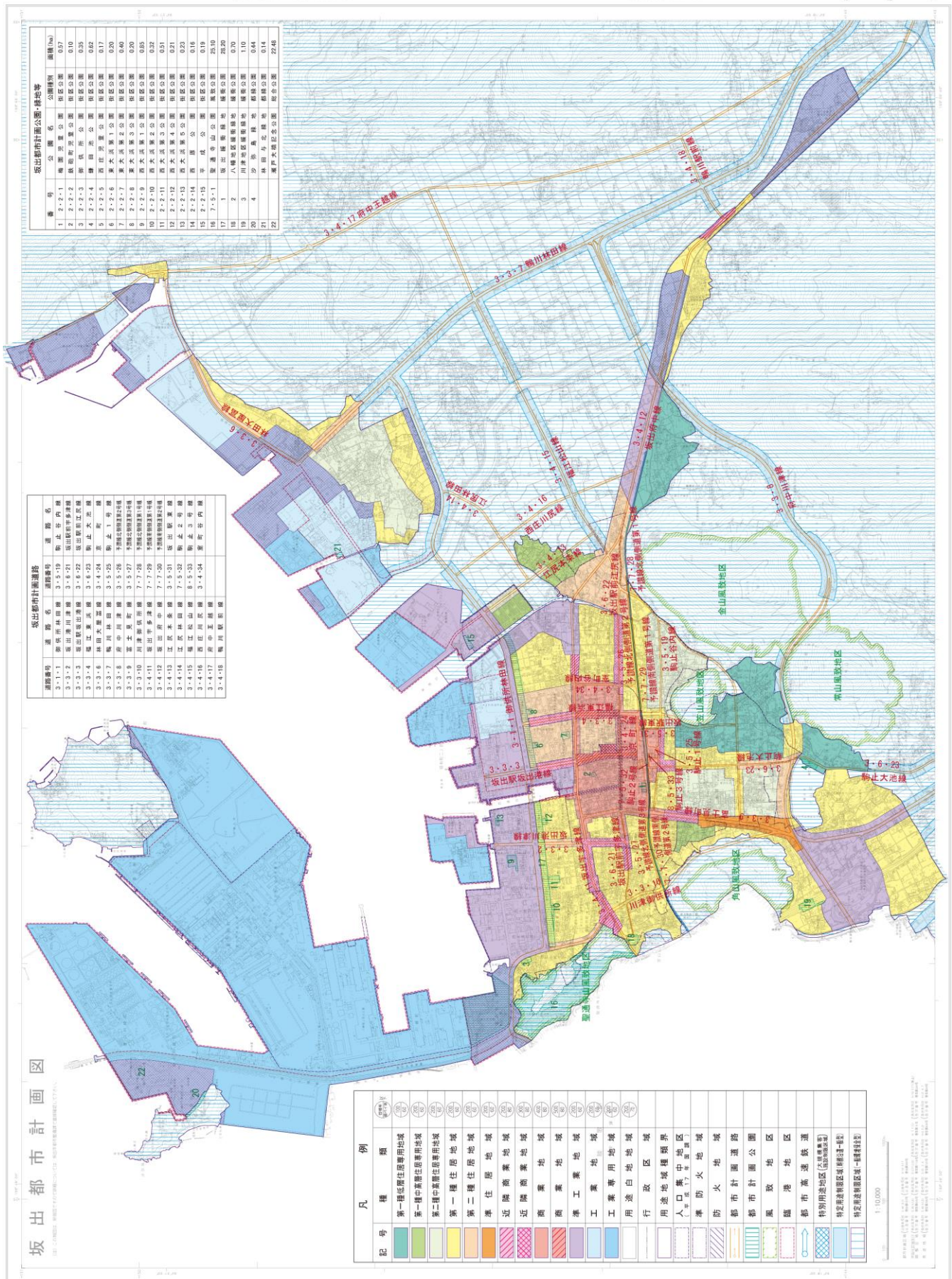
■坂出市の都市計画

種別	指定	種別	指定	種別	指定
都市計画区域	○	都市施設	／	供給処理施設	／
区域マスタープラン	○	交通	／	汚物処理場	○
市町村マスタープラン	-	道路	○	ごみ焼却場	○
地域地区	／	駅前広場	○	ごみ処理場	○
用途地域	○	都市高速鉄道	○	市場	-
特別用途地区	○	駐車場	○	と畜場	-
特定用途制限地域	○	自動車ターミナル	-	火葬場	-
高度地区	-	公園	／	河川	-
高度利用地区	-	公園	○	その他	-
都市再生特別地区	-	緑地	○	市街地開発事業	／
防火地域	○	墓園	-	土地区画整理事業	／
準防火地域	○	公共空地	○	行政庁	-
風致地区	○	下水道	／	公共団体	○
駐車場整備地区	○	流域下水道	○	組合	○
臨港地区	○	公共下水道	○	個人	-
促進区域	／	都市下水路	○	市街地再開発事業	-
市街地再開発促進区域	-			地区計画等	○
拠点業務市街地整備					
土地区画整理促進区域	○				

資料：香川の都市計画（H30.3）

◆都市計画総括図

平成31年3月現在



①土地利用等

本市は、島しょ部および王越地区を除く区域に都市計画区域が指定され、総人口の98.4%が都市計画区域に居住しています。

坂出都市計画区域では、平成16年5月に市街化区域、市街化調整区域を区分する線引きを廃止し、特定用途制限地域の指定による新たな土地利用コントロールを進めています。

用途地域は1,880.7haで指定され、そのうち60.4%が工業系の用途が指定されています。

その他の地域地区は、特別用途地区や防火・準防火地域、風致地区などが指定されています。

地区計画は、松ヶ浦、坂出駅南口、坂出駅前北口の3地区で指定されています。

■都市計画区域

名称	行政区域		都市計画区域					備考
	面積 ha	人口 人	面積 ha	人口 人	人口割合 %	当初指定 年月日	最終指定 年月日	
坂出	9,249	53,164	8,769	52,422	98.6	S9.11.27	H16.5.17	行政区域の一部

資料：香川の都市計画(H30.3)

■用途地域

(単位：ha、%)

種別	容積率	建ぺい率	面積	指定割合
第一種低層住居専用地域	10/10	6/10	78.7	11.2
第一種中高層住居専用地域	20/10	6/10	24.7	
第二種中高層住居専用地域	20/10	6/10	106.7	
第一種住居地域	20/10	6/10	345.1	23.3
第二種住居地域	20/10	6/10	83.4	
準住居地域	20/10	6/10	10.4	
近隣商業地域	20/10	8/10	8.4	5.1
	30/10	8/10	20.5	
商業地域	40/10	8/10	59.7	
	50/10	8/10	7.5	60.4
準工業地域	20/10	6/10	416.7	
工業地域	20/10	6/10	123.9	
工業専用地域	20/10	6/10	595.0	
合計			1,880.7	
当初決定 S48.12.11			最終決定 H26.3.28	

資料：香川の都市計画(H30.3)

■用途地域以外の地域地区

(単位：ha)

種別	内容	面積	計画決定	最終変更
特別用途地区	大規模集客施設制限地区	188	H20.3.31	H21.4.7
特定用途制限地域	幹線沿道一般型	299	H16.5.17	H21.4.7
	一般環境保全型	6,589		
防火地域		4.1	S26.11.27	H4.9.21
準防火地域		163.0		
風致地区	常磐公園一帯	39	S11.12.23	H16.5.17
	角山一帯	29	H16.5.17	同左
	金山一帯	112	H16.5.17	同左
	常山一帯	78	H16.5.17	同左
	笠山一帯	15	H16.5.17	同左
駐車場整備地区		78	H10.3.2	同左
坂出港臨港地区		614.6	S40.3.5	H26.3.28
	商港区	49.4		
	工業港区	515.3		
	保安港区	23.8		
	漁港区	1.3		
	修景厚生港区	2.9		
	無分区	21.9		

資料：香川の都市計画(H30.3)

■地区計画

(単位：ha)

名称	面積	地区整備計画の面積	決定の概要		当初決定
			地区施設	建築物等に関する事項	
松ヶ浦地区	14.3	14.3	-	用途、建ぺい率、敷地面積	H8.5.21
坂出駅南口地区	3.6	3.6	道路	用途、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、かき・さくの構造	H9.2.3
坂出駅前北口地区	0.5	0.5	-	形態・意匠	H23.11.28

資料：香川の都市計画(H30.3)

②都市施設の整備状況

本市では、道路や公園、下水道、駅前広場など様々な都市施設が整備されています。

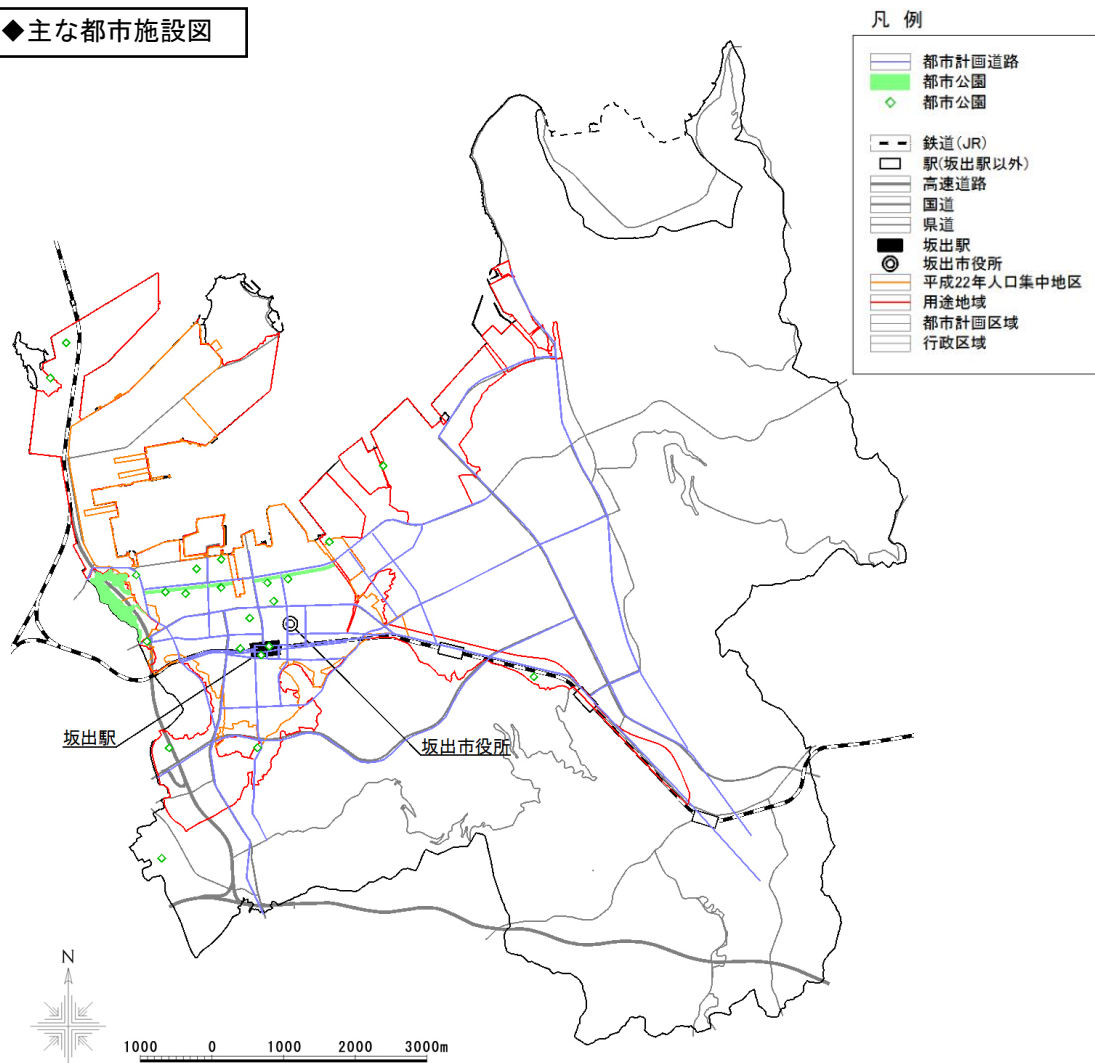
主な都市施設の整備状況をみると、道路は77.4%、公園は56.3%、公共下水道は26.0%の整備率となっており、公園および公共下水道で全国および香川県の整備率を下回っています。

■都市施設の整備状況

施設区分	地域	計画	整備済	概成	整備率
道路	全国	72,497.3	46,566.6	7,631.395	74.8
	香川県	571.3	427.5	32.5	80.5
	坂出市	76.6	50.4	8.89	77.4
公園	全国	111,517.7	77,523.3		69.5
	香川県	1,035.0	929.3		89.8
	坂出市	30.0	16.9		56.3
公共下水道	全国	1,986,888.8	1,550,298.4		78.0
	香川県	12,083.0	8,185.0		67.7
	坂出市	1,320.0	343.0		26.0

資料：H30都市計画現況調査

◆主な都市施設図



出典：H26.3 都市計画基礎調査

■都市計画道路

番号	路線名	幅員 m	計画延長 m	車線数	当初決定
3・1・1	御供所林田線	50	5,210	6	S38.1.28
3・3・2	坂出港川津線	22	1,120	4	S24.1.24
3・3・3	坂出駅坂出港線	22	1,340	4	S24.1.24
3・3・4	福江東浜線	22	1,920	4	S27.5.19
3・3・6	林田大屋富線	25	1,970	4	S38.1.28
3・3・7	鴨川林田線	22	3,250	4	S38.1.28
3・3・8	府中川津線	24	11,320	4	S47.11.9
3・3・9	富士見町線	27	1,670	4	S24.1.24
3・3・10	川津御供所線	25	6,110	4	S38.1.28
3・4・11	坂出宇多津線	16	1,750	2	S24.1.24
3・4・12	坂出府中線	16	9,050	2	S24.1.24
3・4・13	江尻本条線	16	1,150	2	S38.1.28
3・4・14	江尻林田線	16	1,080	2	S38.1.28
3・4・15	福江松山線	16	6,020	2	S24.1.24
3・4・16	西庄川尻線	16	2,000	2	S38.1.28
3・4・17	府中王越線	16	7,200	2	S38.1.28
3・4・18	鴨川駅前線	16	800	2	S38.1.28
3・4・24	京町線	16	475	2	H1.12.15
3・4・34	室町谷内線	16	520	2	H19.8.29
3・5・19	駒止谷内線	12	1,640	2	S43.9.12
3・5・25	駒止1号線	12	240	2	S61.11.21
3・5・26	予讃線北側側道第2号線	12	1,020	2	S61.11.21
3・5・27	予讃線北側側道第3号線	12	1,020	2	S61.11.21
3・5・31	坂出駅東線	12	170	2	H8.3.1
3・6・21	坂出駅前宇多津線	8	1,600	2	S24.1.24
3・6・22	坂出駅前江尻線	8	1,830	2	S24.1.24
3・6・23	駒止大池線	11	2,840	2	S24.1.24
7・5・32	駒止2号線	12	150	2	H8.3.1
7・7・28	予讃線北側側道第1号線	4	140	-	S61.11.21
7・7・29	予讃線南側側道第1号線	6	950	-	S61.11.21
7・7・30	予讃線南側側道第2号線	6	1,030	-	S61.11.21
8・5・33	駒止3号線	12	40	-	H8.3.1
合計			76,625		

資料：香川県の都市計画（H27.4.1）

■駅前広場

（単位：㎡）

計画決定路線名	駅名	面積	当初決定
3・4・24 京町線	坂出駅	7,000	H1.12.15
3・5・25 駒止1号線	坂出駅	2,000	S61.11.21

資料：香川県の都市計画（H27.4.1）

■都市高速鉄道

（単位：m）

名称	駅	延長	当初決定
四国旅客鉄道予讃線	坂出駅	5,390	S61.12.19

資料：香川の都市計画（H30.3）

■駐車場

（単位：㎡、台）

名称	面積	台数	当初決定
坂出駅北口駅前地下駐車場	6,200	126	H10.3.2

資料：香川の都市計画（H30.3）

■都市公園等

(単位: ha)

番号	名称	種別	計画面積	開設面積	当初決定	備考
2・2・1	梅園児童公園	街区公園	0.36	0.57	S30.11.18	香風園
2・2・2	鉄砲町児童公園	"	0.10	0.10	S32.3.30	
2・2・3	御供所公園	"	0.35	0.35	S47.11.18	
2・2・4	鎌田池公園	"	0.62	0.62	S50.7.10	
2・2・5	西庄児童公園	"	0.17	0.17	S51.4.3	
2・2・6	東大浜第1公園	"	0.20	0.20	S52.11.19	
2・2・7	東大浜第2公園	"	0.40	0.40	S52.11.19	
2・2・8	東大浜第3公園	"	0.20	0.20	S52.11.19	
2・2・9	西大浜第1公園	"	0.85	0.85	S55.3.4	
2・2・10	西大浜第2公園	街区公園	0.32	0.32	S55.3.4	
2・2・11	西大浜第3公園	"	0.51	0.51	S55.3.4	
2・2・12	西大浜第4公園	"	0.21	0.21	S55.3.4	
2・2・13	西大浜第5公園	"	0.23	0.22	S55.3.4	
2・2・14	西原公園	"	0.16	0.16	S53.3.1	
2・2・15	平成公園	"	0.19	0.19	H1.12.15	
7・5・1	聖通寺山公園	風致公園	25.10	12.00	S27.5.19	
1	坂出緩衝緑地	緩衝緑地	28.20	20.48	S47.11.9	県立公園
2	八幡地区緩衝緑地	"	0.70	0.71	S58.9.29	田尾坂公園
3	川津地区緩衝緑地	"	1.10	1.03	S60.5.28	下川津緑地公園
4	沙弥島緑地	都市緑地	0.44	0.44	S60.10.29	
-	瀬戸大橋記念公園	総合公園	-	22.48	-	県立公園
-	林田与北緑地	都市緑地	-	0.14	-	
-	市民広場	広場公園	-	0.27	-	
-	坂出駅南口公園	"	-	0.11	-	
-	坂出市営運動場	公共空地	2.60	-	S29.5.11	

資料: 香川県の都市計画(H27.4.1)、H30坂出市統計書

■下水道

(単位: ha、%)

種別	名称	排水区域	当初決定
		計画	
公共下水道	坂出市流域関連公共下水道	1,320	S52.11.19
都市下水道	川津	170	S33.3.12
流域下水道	中讃流域下水道大東川処理区	1,320	S56.12.9

資料: 香川の都市計画(H30.3)、H30都市計画現況調査

■その他の都市施設

(単位: m²)

種別	名称	面積	当初決定	備考
污水处理場	坂出宇多津広域し尿処理場	11,000	S52.11.19	
ごみ処理場	坂出・宇多津ごみ焼却場	15,000	S57.12.6	
	坂出市リサイクルプラザ	6,400	H9.3.5	

資料: 香川の都市計画(H30.3)

③市街地開発事業

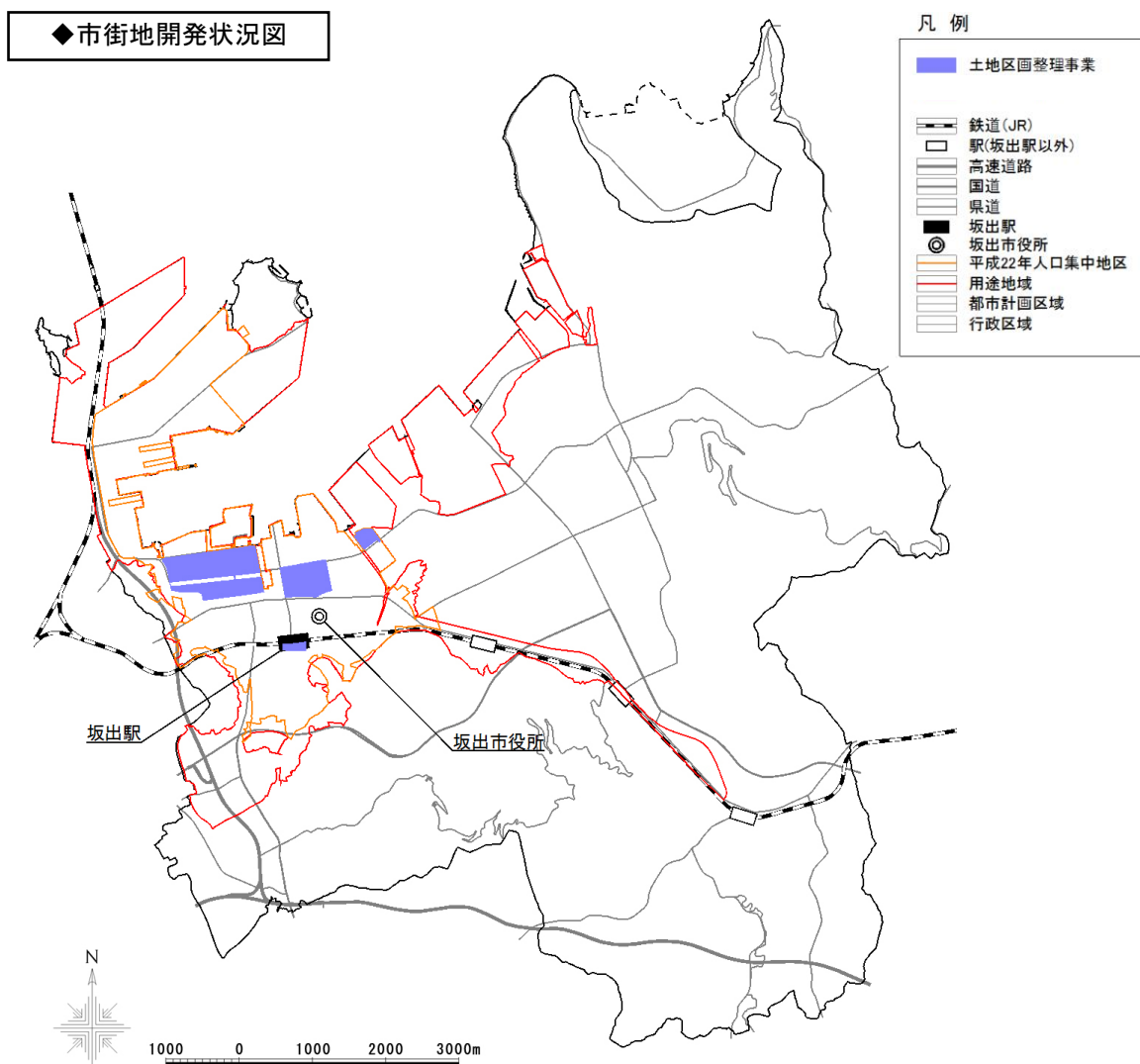
本市では、以下の通り 4 件の市街地開発事業が整備済みとなっています。

また、促進区域として拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域が指定されています。

■市街地開発事業等

種別	地区名	面積 ha	計画決定	施行者	施工期間 年度	総事業費 千円	換地処分 公告	備考
土地区画整理事業	西大浜	70.4	S47.11.9	市	S47～H14	8,201,000	H4.4.10	
	東大浜	26.4	S47.11.9	市	S48～H8	2,327,128	S62.2.20	
	坂出駅南口	3.6	H8.3.1	市	H8～H18	4,320,000	H17.4.19	促進区域
	金山塩田	6.4	-	組合	S61～H1	536,113	S62.10.20	

資料：香川の都市計画（H30.3）



出典：H26.3 都市計画基礎調査

1.7. 行財政等

1) 財政状況

財政の健全化判断比率をみると、全ての基準を下回り、本市の財政状況が「健全状態」であることを示す結果となっています。

また、財政状況の推移を見ると、財政力指数は概ね横ばいであるものの、歳出額および税収額はともに微減傾向にあります。

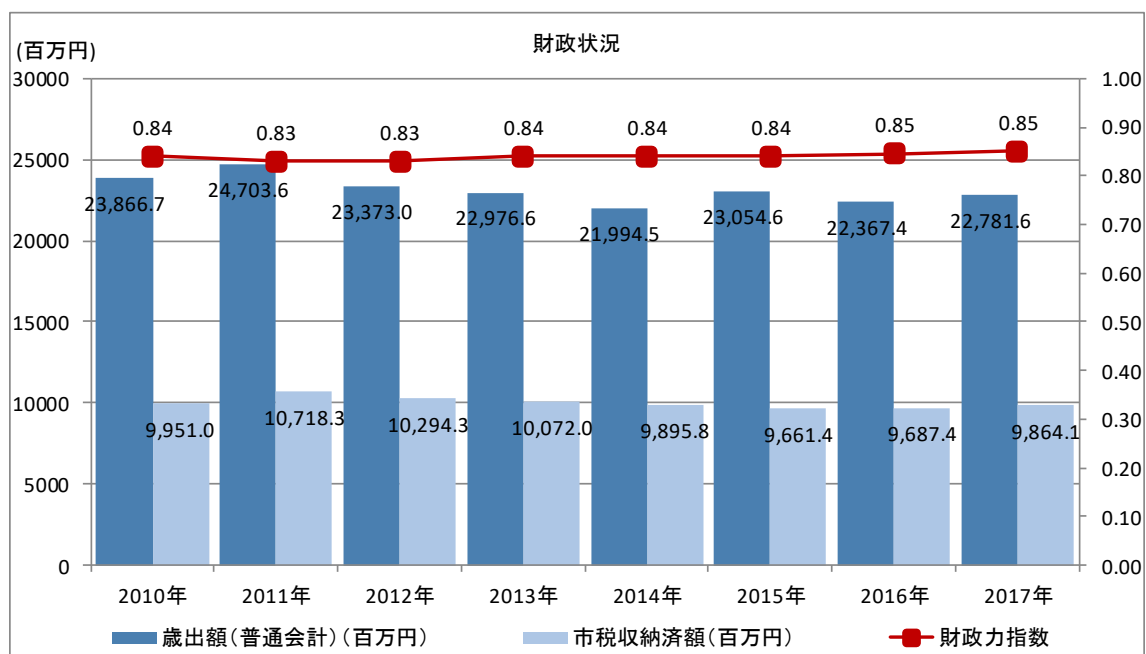
平成29年度決算により算定した健全化判断比率について

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による公表)

健全化判断比率	平成29年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (△1.28%)	12.90%	20.00%
②連結実質赤字比率	— (△38.20%)	17.90%	30.00%
③実質公債費比率	11.7%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	81.5%	350.0%	

備考

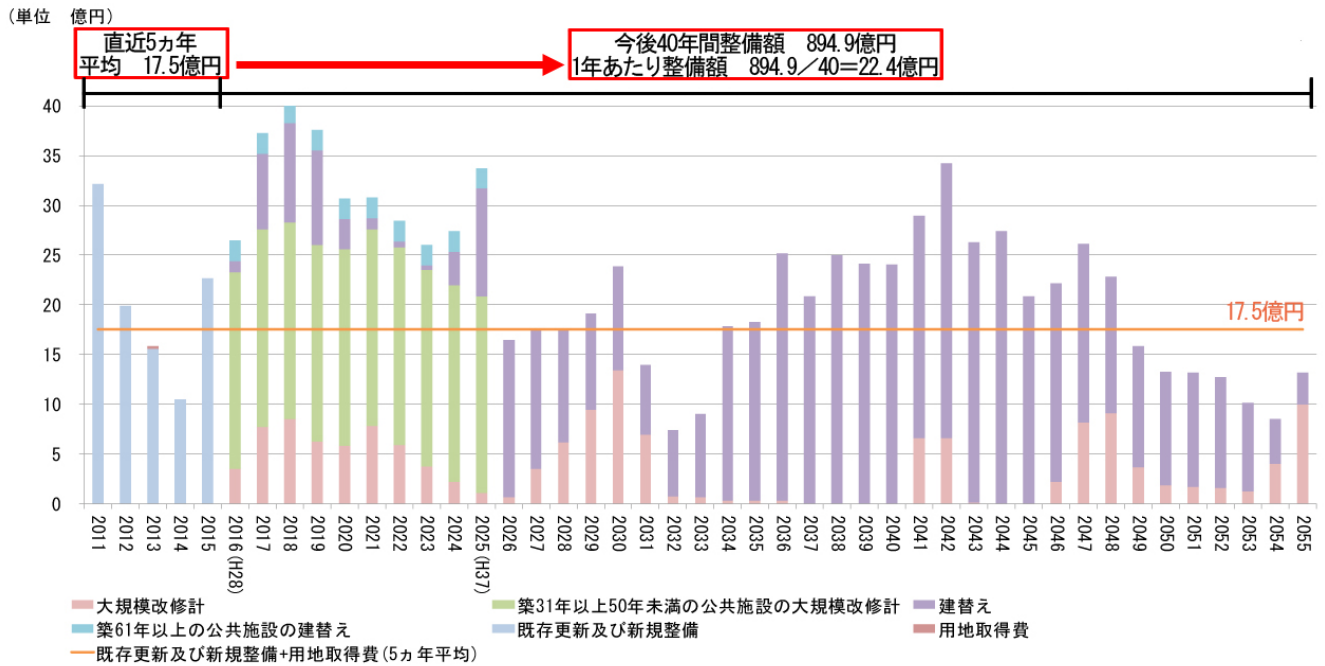
実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載し、参考に黒字の比率を(△)で記載しています。



2) 公共施設の維持管理

以下の図は、建物系公共施設の将来の更新費用推計の結果を示しています。本市が所有する建物系公共施設について、現状規模のまま維持を行った場合、今後40年間の整備額は約894億円（1年あたり平均約22億4千万円）必要となります。

建物系公共施設の更新費用
(現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合の試算)



出典：坂出市公共施設等総合管理計画（2016.12）

2. 上位計画・関連計画

1) 上位計画

◆坂出市まちづくり基本構想（H28.3）

計画期間	2016 年度（平成 28）～2025 年度（平成 37）（10 年間）
将来像	働きたい 住みたい 子育てしたい 共働のまち さかいで
将来人口	2025 年（平成 37）：50,000 人（坂出市人口ビジョン〈H27. 10〉より）
施策体系	将来像 基本目標 基本施策 働きたい 住みたい 子育てしたい 共働のまち さかいで 1. ～ すべての人がいきいきと輝くまちづくり ～ 【自立・信頼】 2. ～ 安全で環境に優しく持続可能なまちづくり ～ 【安全・環境】 3. ～ 健康で安心して暮らせるまちづくり ～ 【安心・健康】 4. ～ 未来を拓く力をはぐくむまちづくり ～ 【教育・文化】 5. ～ 快適な都市環境を実感できるまちづくり ～ 【快適・憩い】 6. ～ 元気ににぎわいのあるまちづくり ～ 【魅力・活気】 (1) 市民参加によるまちづくり (2) 多様な連携の推進 (3) 行財政運営の効率化と健全財政の確保 (4) 男女共同参画社会の形成 (1) 防災体制の強化・充実 (2) 環境保全と環境衛生の充実 (3) 交通安全の推進 (4) 地域安全（防犯）活動の推進 (1) 保健・医療の推進 (2) 介護・高齢者福祉の充実 (3) 児童福祉・子育て世代への支援の充実 (4) 障がい者（児）福祉の充実 (5) 人権尊重社会の構築 (1) 幼児期・学校教育の充実 (2) 生涯学習・スポーツの充実 (3) 文化の継承と創造 (4) 人権・同和教育の推進 (5) 国際交流の推進 (1) 都市基盤の整備 (2) 都市環境の整備 (3) 情報化の推進 (4) 離島振興 (1) 移住・定住の促進 (2) 農林水産業の振興 (3) 商工業・サービス業の振興 (4) 観光の振興 (5) 労働環境の充実

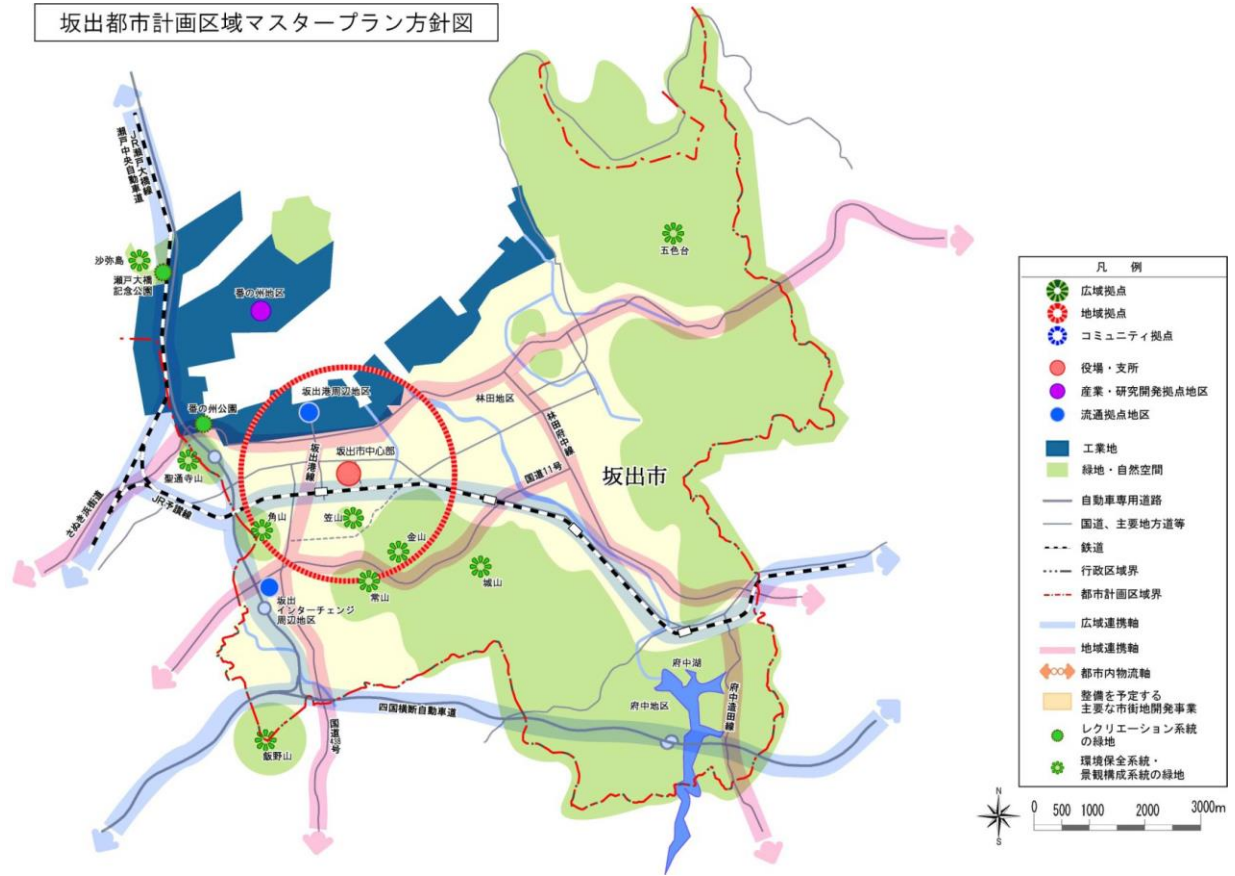
基本目標	【基本目標 1】～すべての人がいきいきと輝くまちづくり～ 【自立・信頼】 市民のさまざまな自主的活動を支援し、地域における連帯感の醸成に努めるなど、市民と行政のパートナーシップの確立を図り、市民、民間事業者、行政等それぞれが持つ能力を最大限発揮できるよう、さらなる市民共働を推進し、「すべての人がいきいきと輝くまちづくり」をめざします。 【基本目標 2】～安全で環境に優しく持続可能なまちづくり～ 【安全・環境】 警察などの関係機関とさらなる連携と協力体制の充実・強化に取り組み、防災・防犯に対する地域コミュニティの重要性をより一層認識し、その支援と育成に力を注ぎます。豊かな本市の自然を保全し、循環型社会の形成に努め、「安全で環境に優しく持続可能なまちづくり」をめざします。 【基本目標 3】～健康で安心して暮らせるまちづくり～ 【安心・健康】 子ども・子育て支援の充実に努め、子どもの健やかな育ちと子育てを支える環境づくりを推進します。地域包括ケアシステムの実現に向けた取組など、保健・医療・介護・福祉が一体となった体制の整備と充実や市民一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたりいきいきと暮らすことができる地域社会の形成に努め、「健康で安心して暮らせるまちづくり」をめざします。 【基本目標 4】～未来を拓く力をはぐくむまちづくり～ 【教育・文化】 信頼される学校教育の実現を図るとともに、すべての市民が、学び、共働し、地域社会の絆を深め、未来を創造するといった学びの姿勢が子どもたちの手本となり、家庭や地域社会を支え、発展させるという学びが循環する社会を通して、「未来を拓く力をはぐくむまちづくり」をめざします。 【基本目標 5】～快適な都市環境を実感できるまちづくり～ 【快適・憩い】 快適な都市環境とは市民の生活環境そのものであり、時代にあった変化が求められます。自然環境を保ちながら快適な都市基盤を整え、穏やかな都市空間の創出や適正な維持管理に努め、コンパクトに集積した都市機能をさらに高め、「快適な都市環境を実感できるまちづくり」をめざします。 【基本目標 6】～元気とにぎわいのあるまちづくり～ 【魅力・活気】 本市の地理的優位性や地域資源を生かし、まちづくりと一体となった総合的な施策の推進により、地域経済の発展、産業の活性化を図ります。移住・定住の促進や観光を軸にした交流人口の拡大を図り、「元気とにぎわいのあるまちづくり」をめざします。
------	---

◆坂出都市計画区域マスタープラン（H24.10：香川県）

計画期間	おおむね 20 年後
基本理念	四国の玄関口にふさわしい都市機能と環境資源を備えた 交流拠点都市の形成を目指す
都市づくり の目標	■生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成 ■瀬戸内の交流拠点都市の形成 ■地域の特性を活かした、環境共生都市の形成 ■安全・安心で快適な都市の形成 ■新たな連携によるまちづくり
将来の 都市構造	【地域拠点】：坂出市中心部 都市圏の核として必要な都市機能を集約するとともに、他の拠点と相互に補完しあうことにより、都市圏の発展を担う拠点として、交通結節点や既存ストックを活かした、利便性の高い個性豊かな市街地を整備することとします。 また、集約拠点の区域は、拠点の中心となる施設から徒歩または自転車での移動が可能な範囲とし、集積メリットを享受できる主要鉄道駅周辺等に、まとまりと秩序ある市街地を誘導するとともに、公共投資の促進と秩序ある市街地の形成にふさわしい土地利用が展開されるよう、きめ細かな土地利用コントロールの実施を検討します。
土地利用	1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 集約型都市構造の実現に向けて、都市計画の目標に基づく土地利用の方向性を明らかにし、効率的で合理的な土地利用を進めていきます。 (1) 都市機能の立地に関する方針 集約拠点においては、既存の都市機能の更新や、多様な機能の集積・誘導を促進することにより、拠点の魅力を高めるとともに、その機能強化を図ります。 このため、集約拠点以外の地域における、広域的な都市機能を有する施設の立地を抑制するものとします。 また、都市機能を適切に配置するために、用途地域が未指定の拠点においては、その指定に努めるものとします。 (2) 主要用途の配置の方針 ①商業・業務地 地域拠点である市中心部は、官公庁施設など地域の中核をなす施設が立地することから、既存施設の更新や新たな機能の集積・誘導を促進し、利便性が高く、個性と魅力ある拠点の形成を図ります。 ②住宅地 地域拠点である J R 坂出駅の周辺地区において、既存の住宅機能の更新や空き家など既存ストックの有効活用を図り、住宅機能や商業機能など、他の機能と複合化された施設の立地を誘導し、生活利便性の高い、良好な居住環境の形成を図り、まちなか居住を推進します。 他の地域においては、鉄道駅の周辺など交通の利便性の高い地区を中心に、地区計画等を活用し、良好な居住環境の形成を図ります。 これら以外の地区においては、より質の高い良好な宅地開発を誘導し、農地や山林などの自然環境や、ため池などが点在する景観に配慮した、ゆとりある環境を有する田園的な住宅地の形成を図ります。

方針図

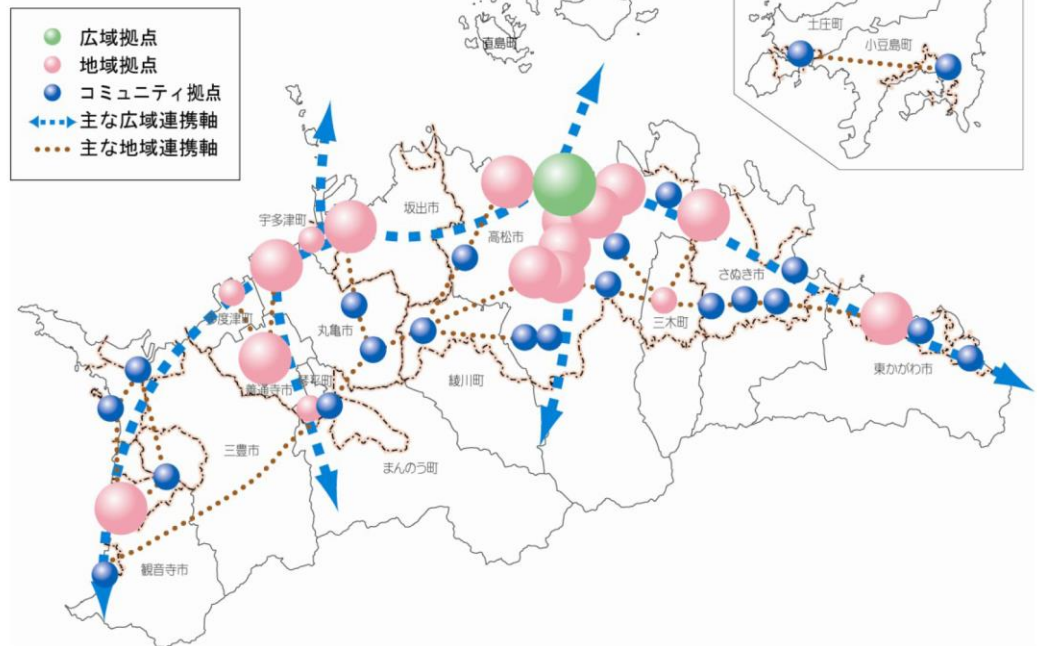
坂出都市計画区域マスタープラン方針図



集約型都市構造のイメージ

■集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針（H19：香川県）より

■本県における集約型都市構造のイメージ（三層の集約拠点と都市軸）



2) 関連計画

◆坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略、坂出市人口ビジョン（H27.10）

計画期間	2015年度（平成27）～2019年度（平成31）（5年間）
基本理念	働きたい 住みたい 子育てしたい まちの創造
将来人口	2060年（平成72）：42,000人
施策体系	働きたい 住みたい 子育てしたい まちの創造 基本目標1 活力と交流のある，住みたいまちづくり 《施策の基本的方向》 （1）まちの活性化と生活環境の向上 ① 瀬戸内の交通結節点としてのポテンシャルの活用 ② 都市の整備と地域公共交通の利便性向上 ③ 社会資本の維持管理と既存公共施設の利活用 （2）坂出の魅力発信とファンづくり （3）移住・定住の促進 ① 移住の促進 ② 若者の定住促進 （4）交流人口の拡大 ① 観光を軸にした交流人口の拡大 ② 特色を生かした地域づくり 基本目標2 子育て世代に選ばれるまちづくり 《施策の基本的方向》 （1）結婚・妊娠期からの切れ目ない支援 （2）安心して子どもを生み育てられる環境づくり （3）未来を拓く力をはぐくむ人づくり （4）女性や高齢者が活躍できる環境の整備 基本目標3 安心して暮らしやすいまちづくり 《施策の基本的方向》 （1）企業誘致と産業振興による働く場の確保 ① 企業立地の促進と競争力強化の支援 ② 魅力ある農林水産物づくりと地域ブランドの展開 （2）さらなる市民共働きの推進 （3）保健・医療・介護・福祉の充実 （4）災害・防災対策の強化

◆地域公共交通総合連携計画（H23.3）

計画期間	平成 23 年度～平成 27 年度
基本方針と目標	● 坂出市地域公共交通総合連携計画の基本方針と目標 基本方針 坂出駅を中心として 市民が安心して暮らし、来訪者が自由に観光できる “利用しやすく・わかりやすい”持続可能な公共交通体系を構築する 目 標 ねらい 目標1. 市民が安心・安全・活発に移動できる公共交通 ◇ 坂出市内の全ての地域において、市民の誰もが、安心して安全に移動することができる環境を提供し、移動することにより活発な活動や交流が行われ地域に活力をもたらす、利用できる地域公共交通を目指す。 ⇒高齢者の外出回数の増加 目標2. 誰にでもやさしく、快適に利用できる公共交通 ◇ 市民はもちろんのこと、周辺市町の住民や他地域からの観光客にとってもやさしく、わかりやすく、快適に利用できる移動手段として、様々な移動サービスと連携した、利用しやすい地域公共交通を目指す。 ⇒市民の移動満足度の向上 目標3. 自家用車に頼らない生活・地域を支援する公共交通 ◇ 自家用車（マイカー）に依存せざるを得ない生活から、選択可能な移動手段のある生活を提供し、生活レベルでCO₂削減など地球温暖化防止にも貢献する、利用したくなる地域公共交通を目指す。 ⇒公共交通空白地域の減少 目標4. 地域の足として、市民が守り育てる持続可能な公共交通 ◇ 高齢社会のさらなる進行に伴って増加する移動困難者や、島しょ部との連絡など、今後ますます必要不可欠となる地域の“足”を維持するため、市民と行政がともに守り育てていく、利用するための地域公共交通を目指す。 ⇒財政負担の軽減

計画の方向
と事業方針

● 坂出市地域公共交通総合連携計画の方向と地区別事業方針

全市共通の取組

情報案内提供の充実（坂出市公共交通マップ作成・停留所案内板の改善）、駅・バス停等の交通結節点としての環境改善（バス停の施設改善、駐車場・駐輪場の整備による乗換利用の促進）、運転免許返納者優遇制度の導入、ラッピングバスによる広告収入、公共交通利用の啓発（広報活動による利用啓発の実施・路線バスの愛称や車両デザインの変更）など

坂出市地域公共交通総合連携計画の方向

坂出市中心部（坂出駅周辺）を都市拠点として、
①島しょ部方面（瀬居地区・沙弥地区を含む）
②北東部方面（林田・松山・王越地区）
③南東部方面（加茂・西庄・府中地区）
④南部方面（川津地区）
の4方向の基幹交通（ルート）を位置付ける

●基幹交通（ルート）は鉄道・路線バスの維持及び利用環境の向上を図る
●中心部は、坂出駅を起点として病院など主要な施設を回る循環バスを導入する
●公共交通空白地域は、住民のニーズに対応した公共交通手段の導入を検討する

① 坂出市中心部と島しょ部方面（瀬居・岩黒・与島地区）

※瀬居地区・沙弥地区を含む）をつなぐルート（基幹交通）

○既存公共交通：瀬戸大橋線及び瀬居線

・島しょ部及び瀬居地区・沙弥地区は日常生活における路線バスへの依存度が他の地域に比べ非常に高い（40～50%）
・運行本数や最終便の時刻に対する不満が多い

●路線バスが重要な生活の足となっており、その維持を図る

●加えて、最終便の時間延長、フリー乗降の導入、高速バス車両の導入等により利用環境の向上を図る

○坂出市中心部（都市拠点）

・日常生活での移動は自家用車への依存度が高いが、自転車の利用が20%程度を占め、バスの利用は少ない（2～3%）
・バスサービスに対する満足度は他地区に比べて高いが、運行本数や運行経路（行き先）等への不満度が高い

●病院、公共施設、商業施設等が集中しており、坂出駅を中心として、これらの施設を回る循環バスを導入する

●循環バスと基幹交通との乗り継ぎ円滑化に配慮する

④ 坂出市中心部と南部方面（川津地区）をつなぐルート

【基幹交通】

○既存公共交通：島田・岡田線

・日常生活での移動は自家用車への依存度が高く、路線バスの利用は極めて少ない（1%以下）

・バスサービスに対する不満度が高く、特に目的地までの乗車時間への不満度が高い

・また、周辺には公共交通空白地域が多い

・路線バスの維持に加え、利用促進策が必要である

●富士見町以南の利用が多いことから、坂出駅南口の起終点化（バスの小型化等とセット）の検討など、利用者ニーズに対応した利用環境の向上を図る

地区別事業方針

② 坂出市中心部と北東部方面（林田・松山・王越地区）

をつなぐルート（基幹交通）

○既存公共交通：王越線

・日常生活での移動は自家用車への依存度が高いが、路線バスの利用も島しょ部に次いで高い（2～5%）
・運行本数、最終便の時刻、運賃等に対する不満が多い

●運賃等を含め路線バスが重要な生活の足となっており、その維持を図る

●加えて、複雑な路線の見直しや乗合タクシーとの連携、最終便の時間延長、フリー乗降の導入等により利用環境の向上を図る

③ 坂出市中心部と南東部方面（加茂・西庄・府中地区）

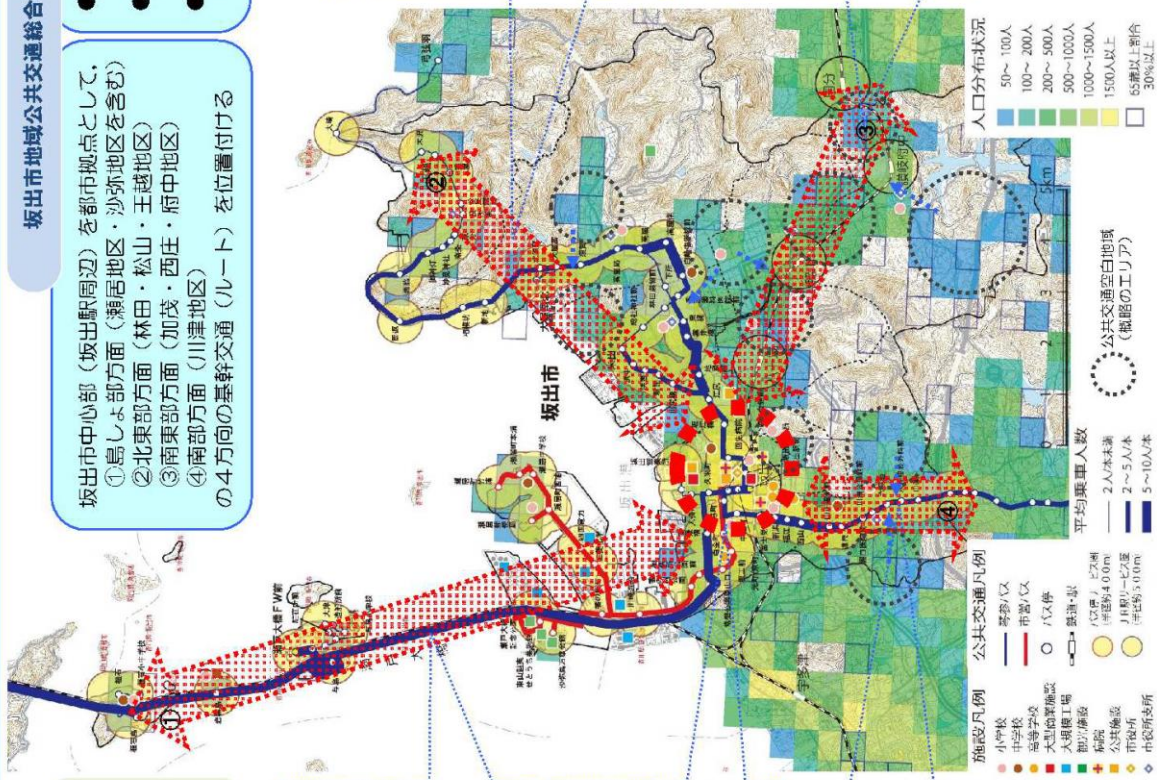
をつなぐルート（基幹交通）

○既存公共交通：J R予讃線

・日常生活での移動は自家用車への依存度が高く、路線バスの利用は最も少ない（0.5%以下）※そもそもバスに対する認識（認知度）が低い

・他地区に比べて鉄道利用が多いが、2～7%程度にとどまる

●路線バスが通っていないため、公共交通空白地域が極めて多いことを考慮した対策として、デマンドタクシーの運行を検討する



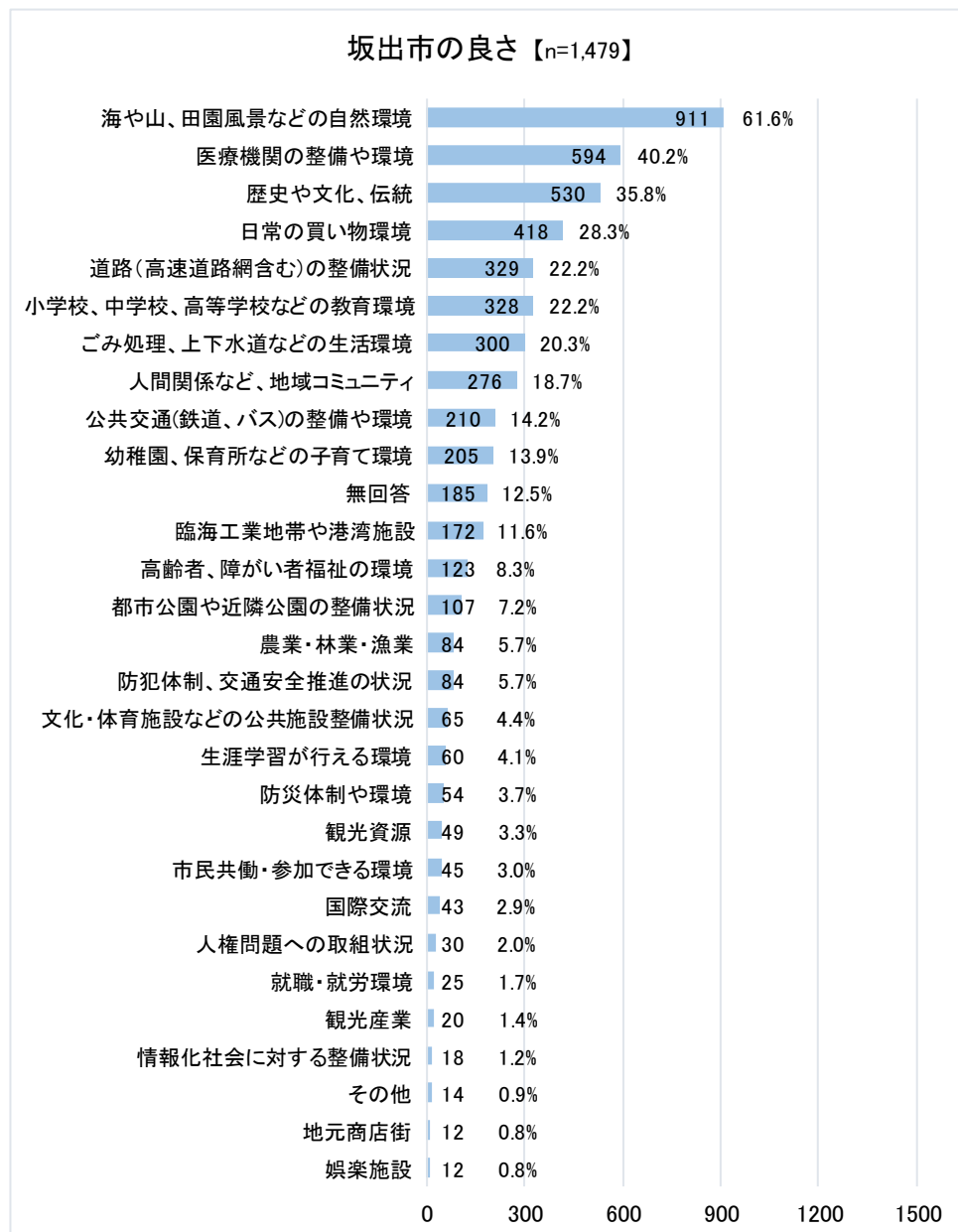
お問い合わせ先
坂出市地域公共交通活性化協議会事務局
(坂出市役所 市民生活部環境交通課)
〒762-8601 坂出市聖二丁目3番5号
TEL. 0877-44-5009 FAX 0877-46-3604

3. 市民の意向

市民アンケート調査（2014年12月実施：「坂出市まちづくり基本構想」）の結果より、以下のような市民の意向が伺えます。

①坂出市の良さ（自慢できるところ）

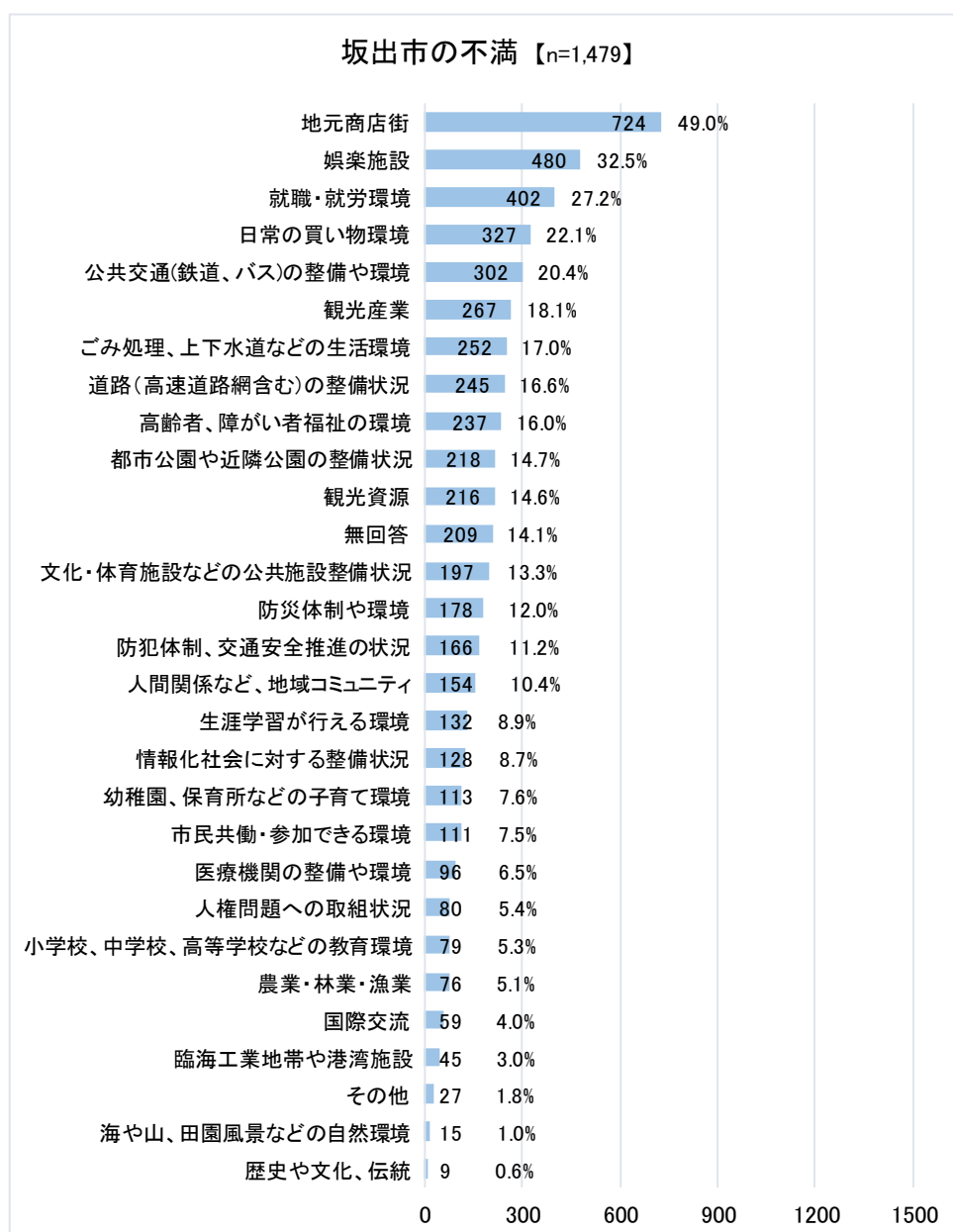
「医療機関の整備や環境」について40%超、「日常の買い物環境」「小学校、中学校、高等学校などの教育環境」について20%超の市民が「良さ」として捉えており、これらの強みを活かしたまちづくりを展開していくことが必要であることが伺えます。



②坂出市の不満（嫌いなところ）

坂出駅周辺の商業機能の強化が必要であることが伺えます。

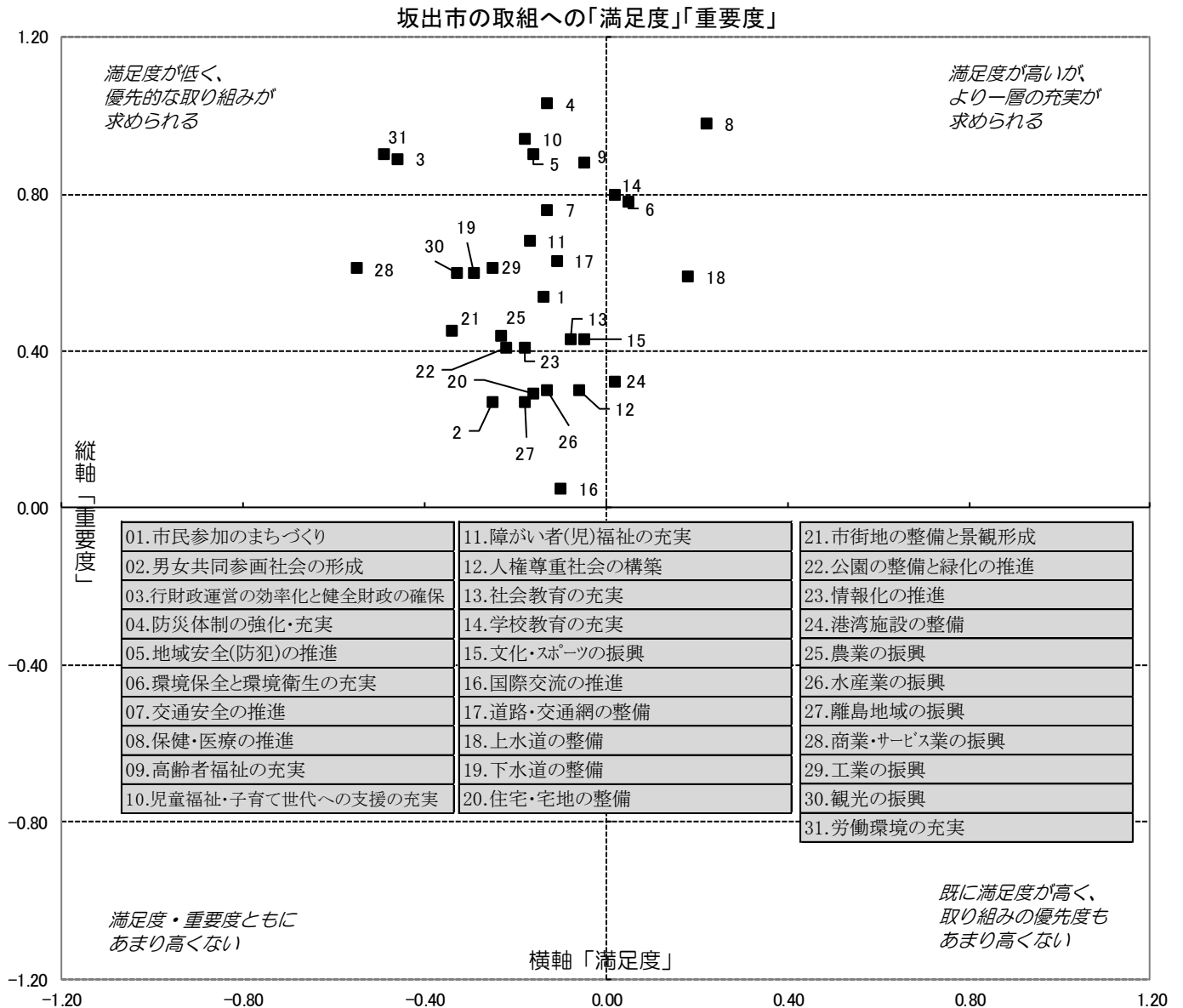
また、「公共交通（鉄道、バス）の整備や環境」について、先に示した「坂出市の良さ」では約14%の市民が良いと感じている一方で、20%超の市民が不満と感じていることから、前述の商業施設を含めた都市機能の適正配置とそれらを有効に結ぶ公共交通の維持・強化が必要であることが伺えます。



③坂出市の取組への「満足度」「重要度」

坂出市の取組への「満足度」「重要度」をみると、「保健・医療の推進」「上水道の整備」の満足度が高くなっています。

一方で、「商業・サービス業の振興」「労働環境の充実」「行財政運営の効率化と健全財政の確保」の満足度は低く、併せて優先的に取り組むことが求められています。



※満足度と重要度の数値は、各設問の「満足・重要」を2点、「やや満足・やや重要」を1点、「ふつう」を0点、「やや不満・やや重要でない」を-1点、「不満・重要でない」を-2点として算出した得点の平均である

4. まちづくりの主要課題

現状および将来見通し、市民の意向などから、本市の都市構造に関する今後の方向性を以下の通り整理します。

項目	現状および将来見通し	方向性
人口等	○人口減少の進展と高齢化率の高まりが予測されるが、市民意向では定住意向が高い。	○人口減少・高齢化を前提としたまちづくりを推進。
	○ＪＲ坂出駅周辺（中心部）を中心に利便性の高い地域に人口が分布しているが、将来的にはＪＲ坂出駅周辺の人口密度の低下が予測される。	○全ての人が暮らしやすいまちづくりをめざし、まちなかの利便性を維持・強化することにより、ＪＲ坂出駅周辺で一定の人口密度を維持することが必要。
土地利用	○約４０年間で建物用地が約２倍に拡大する一方で人口は減少を続け、低密度な市街地が拡大している。	○人口減少・高齢化を前提とし、計画的な土地利用による、持続可能なまちづくりを推進。
	○国立公園や風致地区など、自然環境保全を目的とした区域が指定されている。 ○多様な歴史・文化資源を有している。	○良好な自然環境や都市景観、歴史・文化資源の保全と活用。
都市交通	○公共交通徒歩圏に居住する人口割合は現状では高い。今後も人口減少、高齢化を踏まえた市民の移動手段の確保が必要。	○移動手段の確保や中心部へのアクセス向上のため、公共交通ネットワークを維持・強化。
	○ＪＲ坂出駅は、ＪＲ岡山駅まで約４０分、ＪＲ高松駅まで約１５分と交通利便性は高く、乗車人員は四国で第５位。	○利便性の高いＪＲ坂出駅とバス・タクシー等の公共交通の結節機能を強化。
	○ＪＲ坂出駅前からは、循環バス、路線バスが運行。	○循環バスなど、まちなかの交通利便性向上。
防災	○総人口のうち、津波浸水予測区域に５０％程度、河川氾濫浸水想定区域に２３％程度、土砂災害ハザード区域に７％程度の人口が居住している。	○各種自然災害に対するソフト・ハードの防災・減災対策の推進。
	○中心市街地において、狭隘な道路で構成された住宅密集地が存在し、地震・火災時の被害拡大が懸念される。	○密集市街地の環境改善。
都市計画	○用途地域や特定用途制限地域など、土地利用コントロール方策により乱開発が防止されている。	○計画的な土地利用の継続。
	○道路・公園・下水道などの都市施設が整備されている。	○都市施設の効果的な整備。
行財政等	○現状の財政状況は「健全」を示しているが、歳出額および税収額は減少傾向。	○財政状況にも持続可能な、効率的な都市運営。
	○多くの公共施設で老朽化が進み、今後、大規模改修や修繕、建替等が必要となる。	○公共施設の再編・適正配置。

第Ⅱ章 全体構想

1. めざすべき都市の姿

1) まちづくりの基本理念・将来像

まちづくりの基本理念と将来像は、本市の最上位計画となる「坂出市まちづくり基本構想(2016.3)」において以下の通り定めています。

都市計画マスタープランでは、このまちづくりの基本理念および将来像を引き継ぎます。

◆まちづくりの基本理念

瀬戸内の要衝都市としての拠点性や豊富な地域資源を生かした、活力あるまちづくりを推進するとともに、坂出市民憲章の理念を踏まえ、これまで受け継がれてきた豊かな自然や歴史を愛し、人と文化を尊び、市民相互に信頼し助け合い、市民一人ひとりの人格や人権が尊重される、市民共働のまちづくり

◆まちづくりの将来像

【働きたい 住みたい 子育てしたい 共働のまち さかいで】

2) 都市計画マスタープランの基本方針

坂出市都市計画マスタープランで示す基本的な方針は以下の通りです。

方針1 快適に暮らせるまちづくり

- ・人口減少・高齢化を前提として、高次の都市機能を集積した都市拠点づくりを進めるとともに、郊外部とを道路・公共交通で結ぶことにより、全ての市民が多様なサービスを楽しむことができる、快適で持続可能な都市構造をめざします。
- ・快適で持続可能な都市構造の実現に向けて、無秩序な開発の抑制、都市機能の誘導、公共サービスの適正配置など計画的な土地利用を推進するとともに、道路や下水道など暮らしの利便性を高める都市基盤施設の効率的な整備・維持管理を推進します。
- ・高齢化により増加が予想される交通弱者の移動手段として、公共交通ネットワークの維持・強化とサービスの充実を図ります。

方針2 個性と活力のあるまちづくり

- ・山や川、海などの自然環境は、国土保全や景観など多面的な機能を有していることから、その効果を十分に発揮させるためにも保全に努めます。
- ・本市の魅力として認識される豊かな自然環境や歴史・文化資源などの地域資源を次世代に継承していくとともに、これら地域資源を有効活用し、市民が愛着を持ち、多くの人が訪ねたいと思える個性豊かなまちづくりを推進します。
- ・新たな技術産業の誘致、港湾機能の強化、都市基盤の整備、広域交通へのアクセス強化などにより、本市の基幹産業である製造業のより一層の振興を図り、併せて雇用機会の拡大をめざします。

方針3 人にやさしいまちづくり

- ・情報伝達体制の整備や防災訓練の実施など、各種ソフト対策により安全・安心に対する市民の意識を高め、地域防災力の向上をめざします。
- ・安全・安心な居住環境の形成に向けて、都市の不燃化対策、自然災害に対応した治山・治水および浸水対策、道路・下水道など都市基盤施設や建築物の耐震化、避難場所の確保や機能充実を推進します。
- ・高齢者を含む全ての人が安心して、快適に暮らせるまちをめざし、道路や建築物など公共施設の整備において、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を導入します。

2. 将来都市構造

坂出市が将来にわたって持続可能な都市であり、発展し続けていくためには、既に一定の都市機能が集積する都市拠点において、これら都市機能を維持・増進するとともに、郊外部との交通ネットワークを充実することによって、都市全体の生活利便性を確保することが重要です。

また、都市機能を維持・増進するためには、拠点周辺の人口密度を一定程度確保することが重要であり、超高齢社会において増加する交通弱者対策としても、都市拠点周辺の居住（まちなか居住）を促進していくことは非常に重要なこととなります。

こうしたことから、本計画では、以下のような都市構造の実現をめざしていきます。

①拠点

都市拠点	
考え方	市内各所からの公共交通アクセスに優れ、本市の中心地として総括的なサービスを提供する都市機能が集積する区域
位置	坂出駅を中心とした概ね半径 1km 圏内（1 箇所）
基本方針	商業、医療・保健、行政、教育、文化など広域都市型の都市機能を維持するとともに、都市の暮らしに必要となる多様なサービス機能の立地を誘導します。 また、土地の高度利用や低・未利用地の有効活用、景観配慮などの環境整備などにより、都市の顔としての魅力増進を図ります。

②ゾーン

居住促進ゾーン	
考え方	徒歩・自転車・公共交通による都市拠点へのアクセスが容易であり、都市拠点に集積する都市機能を維持するために一定の人口密度を確保する区域
位置	都市拠点およびその周辺区域
基本方針	都市拠点に立地する高度で多様な都市機能の恩恵を容易に享受できる区域として、土地の高度利用や低・未利用地の有効活用、市街地整備、居住環境の改善などを進め、多様な世代の居住を促進します。

③連携軸

広域連携軸	
考え方	全国的な産業活動や人的交流を支える交通ネットワーク
位置	鉄道（JR 瀬戸大橋線、JR 予讃線）、瀬戸中央自動車道、高松自動車道
基本方針	機能の強化、環境整備、適正な維持管理などによる広域連携の強化を図ります。

地域連携軸	
考え方	周辺都市および市内の各拠点を結び、産業活動や生活利便性を支える幹線道路
位置	国道、主要地方道など
基本方針	整備の促進、機能の強化、環境整備、適正な維持管理、バス路線の充実などによる地域間連携の強化を図ります。

④エリア

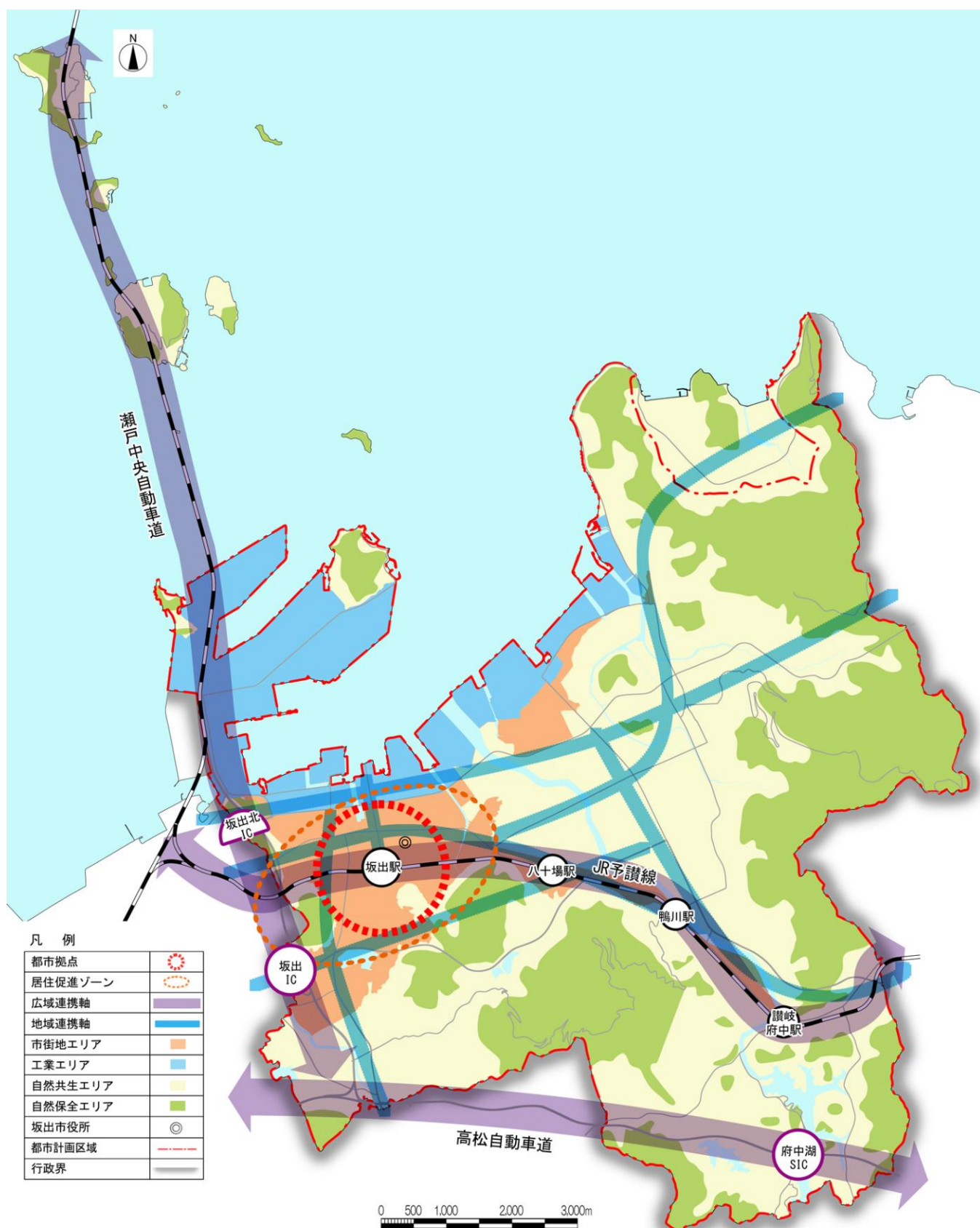
市街地エリア	
考え方	計画的な土地利用のもと、将来にわたり都市基盤や生活環境を確保する区域
位置	工業系（主に工専・工業）を除く用途地域
基本方針	用途地域による計画的な土地利用を図りつつ、道路や公園、公共下水道などの既存ストックを有効活用しながら、良好な生活環境を確保します。

工業エリア	
考え方	工業の業務の利便増進を図る区域
位置	主に工業専用地域、工業地域
基本方針	地域経済を牽引する拠点として利便性の向上等に努め、産業の活性化を図ります。

自然共生エリア	
考え方	自然環境との共生を基本とした生活環境の維持を図る区域
位置	用途地域を除く主に平地部分
基本方針	無秩序な市街化を抑制し、豊かな自然や田園環境、優良農地の保全に努めるとともに、これら自然環境と共生・調和した生活環境を維持します。

自然保全エリア	
考え方	自然環境の保全に努める区域
位置	主に山地・丘陵地
基本方針	国土保全や生物多様性の維持、景観形成、観光レクリエーションへの利活用などに配慮しながら、効果的な森林施業による良好な自然環境の保全に努めます。

■将来都市構造のイメージ図



注) 離島振興法の観点から島しょ部を除く

3. 分野別方針

3.1. 土地利用の方針

今後は、コンパクトで快適な暮らし、自然環境との調和、都市景観の維持・創造、安全性の確保、効率的な行政サービスの提供などに配慮して、長期的展望に立った総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

- ・人口減少・高齢化社会を迎える中で、新たな市街地の拡大については、快適で持続可能な都市づくりに大きく寄与するものを除き、原則として抑制することとします。
- ・土地利用規制（用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域など）については、現行を基本としながら、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じてこれら土地利用規制の見直しや新たな土地利用規制の導入を検討し、良好な住環境の確保や産業の活性化をめざします。
- ・住民主体の土地利用のルールづくりを促進し、地区計画や各種協定など地域特性に応じたきめ細かな土地利用規制による地域の魅力向上を図ります。
- ・近年増加が見られる低・未利用地や空き家を資源と捉え、効果的な活用を促進していきます。

1) 土地利用の配置方針

①市街地エリア

【住宅地】

- ・道路・公園・下水道など日常生活に深く関わる都市基盤の整備、住宅の耐震化・不燃化など防災機能の強化、緑化の推進、介在する農地との共存など、良好な居住環境の維持・形成を図ります。
- ・専用住宅地では無秩序な土地利用の混在を防ぎ、ゆとりある良質な居住環境の維持に努めます。
- ・生活利便性の高いＪＲ坂出駅周辺では、密集市街地の改善や空き家対策、中高層住宅の整備などを図り、まちなか居住を促進します。

【商業地】

- ・市内各地域からの交通アクセスが良好なＪＲ坂出駅周辺では、既存の都市機能を維持するとともに、今ある魅力の増進として文化教育機能や商業機能の強化、ニーズの高まりが予測されるコミュニティ機能の強化を図り、併せてこれら都市機能の維持・強化に向けた基盤整備、交通便利性の向上、まちなか居住の促進を図ります。
- ・またＪＲ坂出駅周辺では、土地の高度利用や低・未利用地の有効活用、景観配慮などの環境整備により、都市の顔としての魅力増進を図ります。
- ・その他の商業地では、周辺環境との調和に配慮しながら、利便性の高い地域として商業・業務施設、沿道サービス施設など多様な用途を誘導します。

②工業エリア

- ・高速道路や坂出港など広域交通網の利便性を活かした臨海部の工業地域を今後も維持していくとともに、新たな技術産業の誘致、物流・生産拠点および防災拠点としての更なる港湾機能の強化、既存施設の有効活用による観光産業の発展、都市基盤の整備、広域交通へのアクセス強化などによる操業環境の向上を図ります。

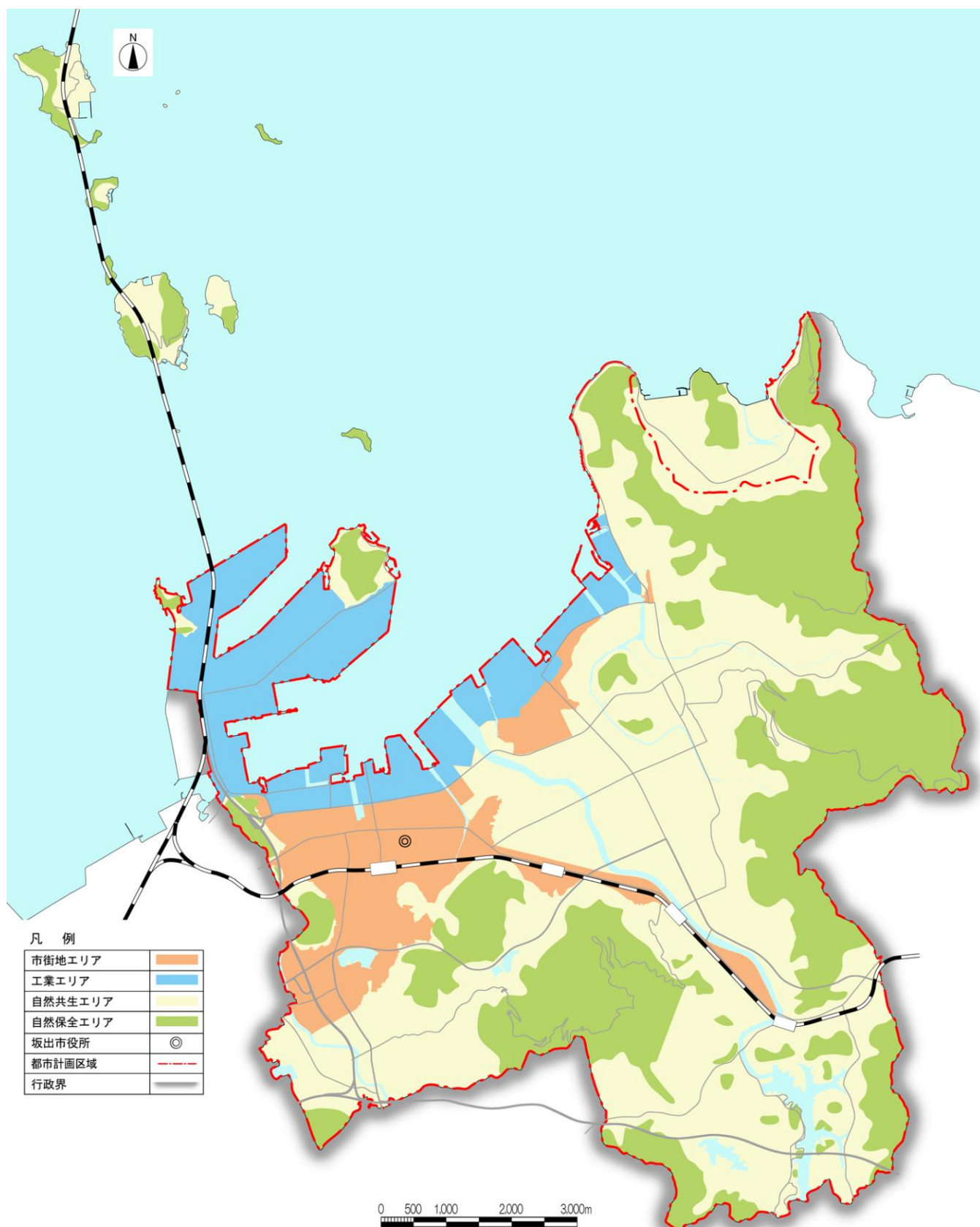
③自然共生エリア

- ・農地など自然的土地利用を原則とし、無秩序な市街化の抑制に努めます。
- ・農地の集約化や生産基盤の改善など農業施策と連携しながら、農地の荒廃防止を図ります。
- ・集落地では、生活道路の改良など暮らしの快適性の維持を図ります。
- ・日常生活圏の中心として既に一定の生活利便施設が立地し、かつ、中心部への交通アクセスに優れた区域では、行政サービスや生活利便施設の維持・確保を図ります。

④自然保全エリア

- ・山や川、海、農地などの自然環境を保全します。なかでも良質な自然環境を有する区域では、自然公園法（国立公園）や都市計画法（風致地区）など各種法や条例等による保全に努めます。
- ・観光やレクリエーション、環境教育、自然体験などの場として豊かな自然環境を有効活用します。
- ・暮らしに身近な里山の荒廃を防ぐため、農林業施策と連携しながら地域住民との共働による維持管理を図ります。

■土地利用の方針図



3.2. 交通体系の方針

広域交通網へのアクセス強化や道路網の充実、既存道路の適正な維持管理、公共交通等の充実により、暮らしの利便性や安全性、経済発展に配慮した交通ネットワークの形成に努めます。

1) 道路

- ・既に整備率が95%を超える幹線道路網（高速道路、国道、主要地方道）の適正管理に努めます。
- ・定住人口の確保や交流人口の促進、物流効率化による産業振興などをめざし、坂出北インターチェンジにおけるフルインター化の整備を行います。
- ・未整備の市道については、道路整備の緊急度や優先度を判断し、順次改良を進めていきます。
- ・都市計画道路は整備効果を検証しながら、必要に応じて未整備区間の整備を行います。
- ・暮らしに密着した道路では、狭隘道路の改善やバリアフリー化、歩行者・自転車の安全確保に向けた環境整備などにより、安全・安心で快適な道路網の構築に努めます。

2) 公共交通等

- ・高齢化社会における交通利便性の確保に向けて、ＪＲ予讃線の坂出駅を中心に路線バス、循環バス、デマンド型タクシーにより構築される公共交通ネットワークの維持・強化を図ります。
- ・ＪＲ坂出駅周辺の魅力増進に向けて交通利便性を更に高めるため、また、公共交通の維持に向けて利用を促進するため、駅前広場や周辺道路の整備による交通結節機能の強化を図るとともに、公共交通事業者と連携したサービス改善を図ります。

3) 港湾

- ・重要港湾坂出港の優位性を堅持し、物流機能の高度化や関連産業の育成促進をめざして、既存の港湾施設の適正な運営・維持管理・改修に努めるとともに、国際貿易港としての保安体制確立など港湾機能の強化に努めます。
- ・物流・生産拠点および防災拠点として港湾機能を強化するとともに、観光産業の発展に向けた既存施設の有効活用、定期航路の誘致、クルーズ船の寄港拡大などを図ります。

■公共交通等の方針図



3.3. 魅力あふれるまちづくりの方針

市民や事業者とともに水と緑と歴史を守り・創り・育て、これらの融合により魅力増進を図り、市民に愛され、人々に選ばれるまちをめざします。

1) 豊かな自然環境の保全

- ・瀬戸内海、綾川などの河川、城山・飯野山などの山々、鎌田池などのため池、これら豊かな自然環境を保全するとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用促進など、環境に優しいまちづくりをめざします。
- ・事業者や関係機関と連携し、河川等の水質悪化の防止に向けた対策を推進します。
- ・無秩序な市街化を抑制し、農業施策と連携しながら農地の保全と荒廃防止を図ります。

2) 水と緑のネットワークの形成

- ・綾川を軸とした農地や公園・緑地、道路緑化などにより、山から海へとつながる水と緑のネットワークを形成します。
- ・子育てや防災などのニーズに応じ、投資効果を判断しながら、身近な公園の適正配置を進めていきます。
- ・既存の公園では、地域住民との連携による機能充実や維持管理を図り、利用満足度の高い公園へと更新していきます。
- ・瀬戸大橋記念公園、坂出緩衝緑地（番の州公園含む）では、公園機能の充実・有効活用、効果的な整備・維持管理などに向けて、民間活力やノウハウの導入など各種手法を検討します。

3) 良質な都市景観の形成

- ・海や山、川などの豊かな自然や歴史・文化など本市の魅力を活かしながら、風格と個性のある美しい都市景観の形成を図ります。
- ・JR坂出駅周辺では、建築物や屋外広告物の適切な誘導、オープンスペースの整備や緑化などにより、本市の玄関口にふさわしい個性ある景観を創出します。
- ・その他の市街地では、落ち着いた住宅地、にぎわいのある商業地、緑豊かな工業地など、土地利用ごとに周辺環境と調和した個性あるまちなみの形成をめざします。また、各種協定や地区計画など、地域住民が主体となり、特性を活かしたまちづくりを推進する取組を積極的に支援します。
- ・太陽光発電設備や風力発電設備など、景観への影響が大きな施設については、周辺環境への調和など事業者等への要請を行います。

4) 坂出らしい交流促進

- ・豊かな自然環境や歴史文化を保全するとともに、レクリエーション機能や景観機能の強化を図り、都市機能の充実などと併せて、坂出らしさを活かした交流促進へと展開します。
- ・地域資源を活かした交流促進に向けて、市民共働によるまちづくり型観光、県や他市町村との連携強化、安心して移動・滞在できる環境整備、特産品の高品質・高付加価値化、積極的な情報発信などを積極的に推進していきます。

3.4. 生活関連施設の方針

豊かな暮らしの実現に向けて、下水道など生活関連施設の整備を計画的に推進するとともに、持続可能な社会をめざした公共施設等の適正管理に努めます。

1) 下水道

- ・生活環境向上の推進のため、坂出市生活排水処理施設整備計画に基づき、公共下水道（污水）の計画的な整備・普及を推進します。
- ・降雨による浸水被害の防止・軽減を図るため、公共下水道（雨水）の計画的な整備を推進します。
- ・地方公営企業法を適用し、経営状況を適切に把握するとともに、計画的な施設の維持管理を行うことで、経営の健全化を図ります。

2) 公共施設等

- ・道路や下水道などインフラ系公共施設を含め、市役所や小中学校、市民ホール、水道施設など本市が保有する全ての公共施設は、公共施設等総合管理計画に基づき、今後の財政力に応じた施設の総量規制を図るとともに、利用者ニーズに応じた質の向上を図ります。

3) 河川・ため池

- ・生態系や景観など多様な機能に配慮しながら、河川やため池の改修等を推進します。また、ボランティアと連携しながら環境美化を図ります。

3.5. 都市防災の方針

安全・安心な暮らしの確保に向けて、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図りながら、災害に強い都市基盤の整備や地域防災力の強化など、ハード・ソフトを組み合わせた災害に強いまちづくりを推進します。

1) 都市基盤の整備

- ・津波浸水、河川氾濫、土砂災害などに対して、海岸施設や雨水排水施設の整備、治山・治水・砂防対策など、防災・減災対策を推進します。
- ・防災拠点や避難場所の防災機能の強化、消防水利施設など防災施設の充実を図ります。
- ・公共施設の耐震改修を推進するとともに、住宅など民間建築物についても耐震改修を促進し、地震による被害の軽減を図ります。
- ・インフラ施設の耐震化・不燃化を図り、ライフラインの安定供給を確保します。
- ・JR坂出駅北側では、避難路の整備や住宅の防火・耐震化促進などにより、密集市街地の環境改善を図ります。

2) 地域防災力の強化

- ・住民の生命や身体、財産を守るため、災害に対する意識啓発、情報提供、各種訓練の実施に努めます。
- ・地域が主体となった自主防災組織の設立・育成により、自助・共助の意識を高めます。

第Ⅲ章 地域別構想

1. 地域別構想とは

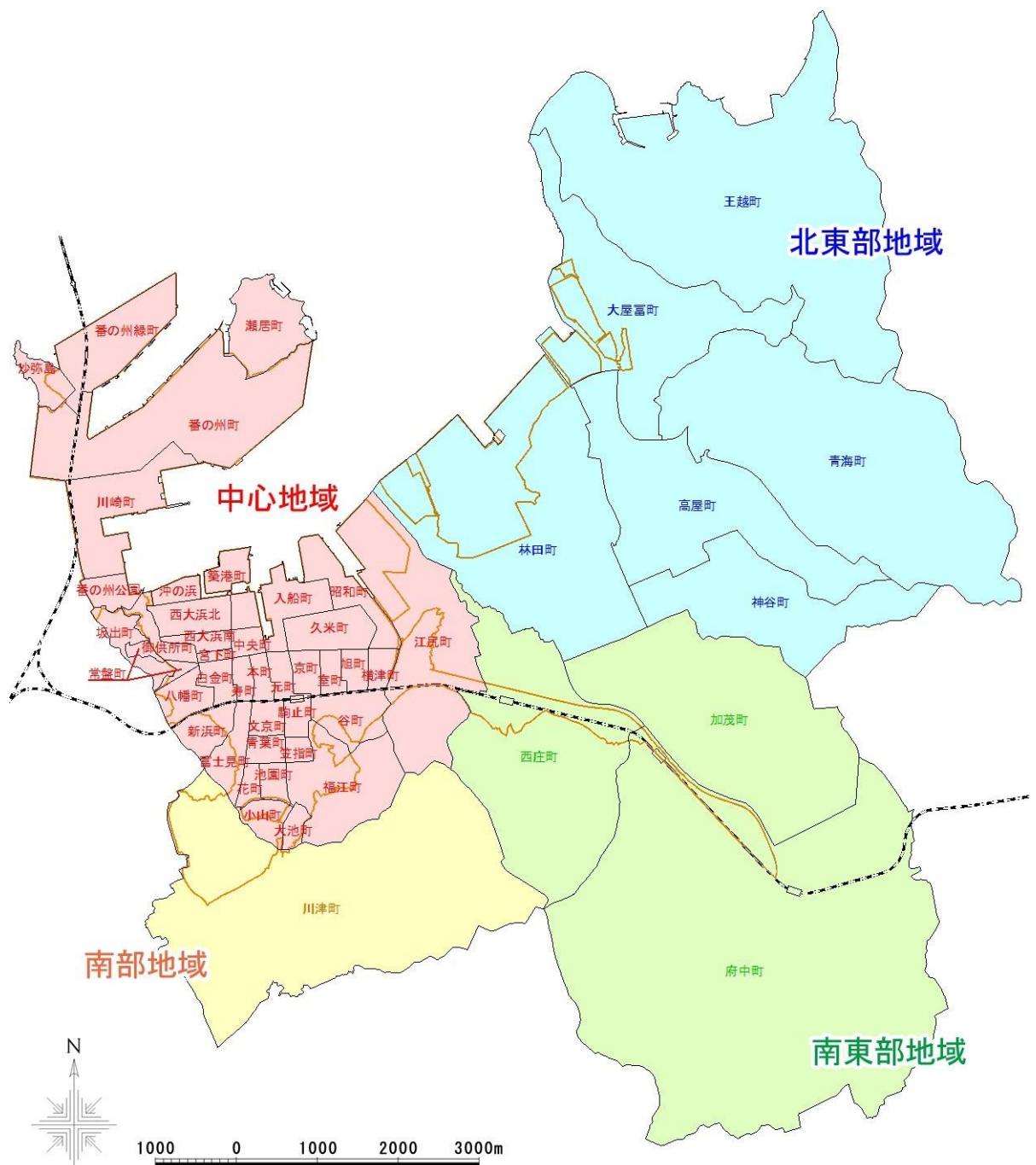
1) 地域別構想の考え方

地域別構想とは、全体構想との整合を図りつつ、各地域の特性や役割を明らかにした上で、市民と協力しながら取り組むべき地域づくりの方針を定めるものです。

2) 地域区分

地域区分は、地形・地理条件や歴史的背景、日常生活の圏域などを総合的に勘案しながら、上位・関連計画等との整合を図りつつ、まとまりのある空間を設定します。

このため、本計画では、町丁目界を原単位とし、日常生活の圏域（小学校区、中学校区）を考慮しながら、以下の4つの地域を設定します。

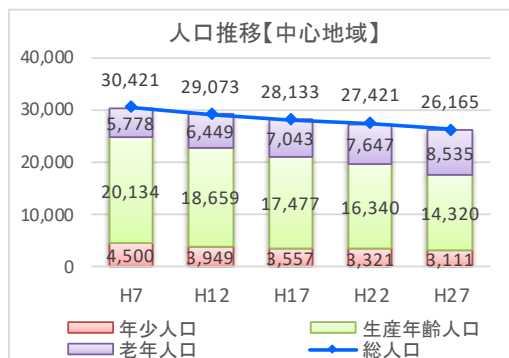


2. 中心地域

1) 地域の現状と課題

①地域の現状

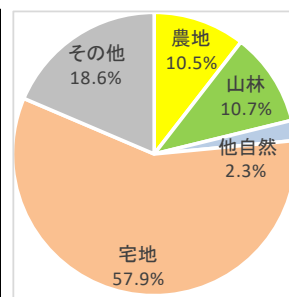
- ・坂出市の中心地として発展し、その大部分が都市的土地利用で構成される中心地域は、JR坂出駅を中心とした公共交通網による交通結節点を形成し、商業、医療、教育、行政の中でも特に広域性の高い都市機能が集積しています。
- ・平成27年現在の人口は26,165人で市全体の50.2%を占めていますが、平成7年からの20年間で14.0%減少し、人口密度の低下とともに、商店街の疲弊、低未利用地の増加などの状況が伺えます。
- ・平成27年現在の高齢化率は32.6%であり、高齢化の進展とともに防災力の低下などが懸念される一方で、商業、医療などの都市機能が集積していることから、高齢者においても暮らしの利便性が確保されています。
- ・駅北側には密集市街地が形成され、地震・火災発生時の大きな被害が懸念されます。
- ・番の州のコンビナートを代表として臨海部には工業地帯が形成されています。
- ・瀬戸中央自動車道坂出北インターチェンジがハーフインターチェンジであり、物流や交流の観点からその交通利便性が十分に活かされていません。



出典：国勢調査

【中心】		面積 (ha)	割合 (%)
農地		193.5	10.5
山林		197.2	10.7
他自然		41.8	2.3
宅地	住宅	392.2	58.0
	商業	74.1	
	工業	535.3	
	公益	67.1	
その他		342.5	18.6
合計		1,843.7	100.1

出典：H26.3都市計画基礎調査



②地域の主要課題

- ・坂出駅を中心とした交通利便性と生活利便性を維持・増進することにより、求心力の高い都市拠点を創造することが求められています。
- ・人口減少や高齢化、基盤整備の遅れなどにより、本市の核となる中心部の疲弊が伺えることから、既存市街地の基盤整備や防災力の向上などにより居住環境を整え、多様な世代が安全・安心・快適に暮らす、まちなか居住の促進が求められています。
- ・高速道路や鉄道、港湾など恵まれた広域交通・物流網を活かし、交流促進や産業振興など活力を増進していくことが求められています。

2) めざすべき地域の姿

地域の現状、主要課題を踏まえ、地域づくりのテーマと目標を以下のように設定します。

中心地域

テーマ

にぎわいと暮らしと活力が融和した魅力ある地域づくり

目標

- ① 求心力の高い都市拠点の創造
- ② 安全・安心・快適なまちなか居住の促進
- ③ 広域交通・物流網を活かした活力の増進
- ④ 都市計画道路の整備促進

3) 地域づくりの方針

① 求心力の高い都市拠点の創造

商業、医療・保健、行政、教育、文化など広域都市型の都市機能を維持するとともに、都市の暮らしに必要な多様なサービス機能の立地を誘導します。

また、土地の高度利用や低・未利用地の有効活用、景観配慮などの環境整備などにより、都市の顔としての魅力増進を図ります。

② 安全・安心・快適なまちなか居住の促進

生活利便性の高い JR 坂出駅周辺などでは、密集市街地の改善や空き家対策、中高層住宅の整備などを図るとともに、子どもや高齢者、障がい者などを含めた歩行者の安全性や安心を高め、快適な居住環境を創造します。

③ 広域交通・物流網を活かした活力の増進

坂出北ⅠCのフルインター化、さぬき浜街道は物流機能の強化や周辺の土地利用と一体となった整備を図り、広域交通・物流網を活かした都市活力の増進を図ります。

臨海部では、高速道路や坂出港など広域交通網の利便性を活かし、クルーズ船の寄港拡大に向けた既存施設の活用、環境に配慮したエネルギー拠点の実現、物流・生産拠点および四国の防災拠点港としての更なる機能強化を図ります。

また、既存施設の有効活用による賑わい・交流拠点の創出により、地域活力の増進を図ります。

④ 都市計画道路の整備促進

円滑で安全な交通機能の確保を図るため、優先的に整備することを予定している以下の路線の整備を進めます。なお、都市計画道路は（都）と略記します。

（都）富士見町線は東西主要幹線とのアクセス強化を図ります。

（都）坂出宇多津線は東西地域間の連携強化を図ります。

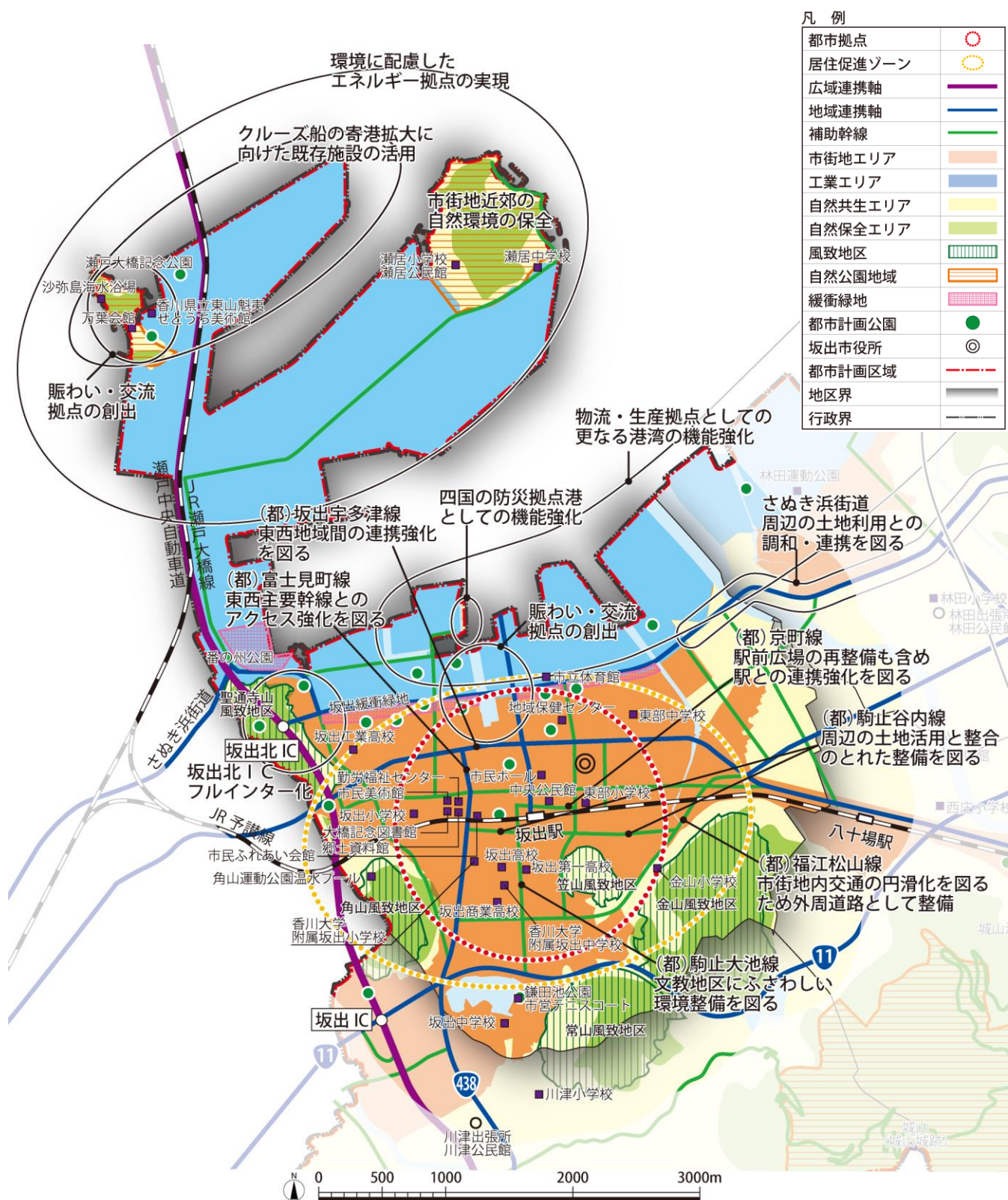
（都）京町線は駅前広場の再整備も含め駅との連携強化を図ります。

（都）福江松山線は市街地内交通の円滑化を図るため外周道路として整備を図ります。

（都）駒止谷内線は周辺の土地活用と整合のとれた整備を図ります。

（都）駒止大池線とその沿線は文教地区にふさわしい環境整備を図ります。

□中心地域の整備方針図

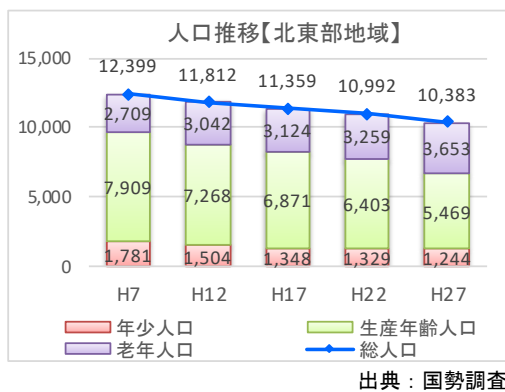


3. 北東部地域

1) 地域の現状と課題

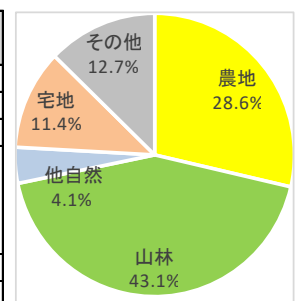
①地域の現状

- ・坂出市の北東部に位置し、瀬戸内海国立公園に指定された白峰山などの山林と農地を合わせた自然的土地利用が70%超とその大部分を占めています。
- ・平成27年現在の人口は10,838人で市全体の19.9%を占めています。平成7年からの20年間で16.3%減少する一方で、開発許可や農地転用の状況から用途地域外での開発圧力が高いことも伺えます。
- ・平成27年現在の高齢化率は35.2%であり、高齢化の進展とともに生活利便性や防災力の低下が懸念されます。
- ・林田・阿河浜地区をはじめとして臨海部には工業地帯が形成されています。



【北東部】		面積 (ha)	割合 (%)
農地		1,001.9	28.6
山林		1,510.1	43.1
他自然		142.9	4.1
宅地	住宅	260.2	11.4
	商業	54.3	
	工業	51.9	
	公益	34.1	
その他		445.9	12.7
合計		3,501.3	99.9

出典：H26.3都市計画基礎調査



②地域の主要課題

- ・瀬戸内海国立公園に指定された白峰山をはじめとする自然環境の保全とそれらを活かしたまちづくりが求められています。
- ・地域に広がる田園環境と調和した快適な田園居住地の形成が求められています。
- ・臨海部の既存施設を活かしながら、更なる港湾機能の充実が求められています。

2) めざすべき地域の姿

地域の現状、主要課題を踏まえ、地域づくりのテーマと目標を以下のように設定します。

北東部地域

テーマ 自然・田園環境と調和のとれた地域づくり

目標

- ① 自然環境を活かした季節感の演出
- ② 快適な田園居住地の形成
- ③ 広域交通・物流網を活かした活力の増進

3) 地域づくりの方針

①自然環境を活かした季節感の演出

瀬戸内海国立公園に指定された五色台や周辺の緑地は自然景勝地として積極的な保全に努めるとともに、交流の里おうごしの施設の充実を図り利便性の向上に努めます。

また、観光やレクリエーション、環境教育、自然体験などの場として豊かな自然環境を有効利用したまちづくりを進めます。

②快適な田園居住地の形成

日常生活圏の中心として機能する小学校、公民館、出張所、既存の商業施設周辺などでは、生活利便施設などの維持・確保を図るとともに、地域に広がる集落地では、生活道路の改良など快適な田園居住の形成に努めます。

また、五色台の自然を背景として河川や周辺の優良農地、ため池等を活かした地区環境の整備を行います。なお、農地など自然的土地利用を原則とし、無秩序な市街化を抑制します。

③広域交通・物流網を活かした活力の増進

坂出北ⅠCのフルインター化による交通流動の変化に対応するため、さぬき浜街道の4車線化について整備促進を図るとともに、周辺の土地利用との調和・連携を図り、広域交通・物流網を活かした都市活力の増進を図ります。

臨海部の工業地域では、高速道路や坂出港など広域交通網の利便性を活かした、物流機能強化、クルーズ船の寄港拡大に向けた既存施設の活用、物流・生産拠点としての更なる港湾の機能強化を図ります。

また、地域環境との調和を図りながら、低・未利用地を中心に新たな技術産業の誘致などを進め、地域の活性化を図ります。

□北東部地域の整備方針図

凡 例

広域連携軸	——
地域連携軸	——
補助幹線	——
市街地エリア	■
工業エリア	■
自然共生エリア	■
自然保全エリア	■
風致地区	■
自然公園地域	■
都市計画公園	●
都市計画区域	---
地区界	---
行政界	---

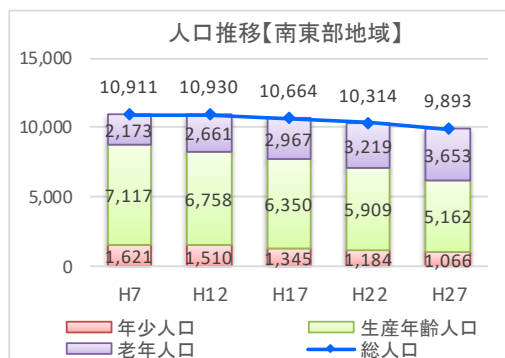


4. 南東部地域

1) 地域の現状と課題

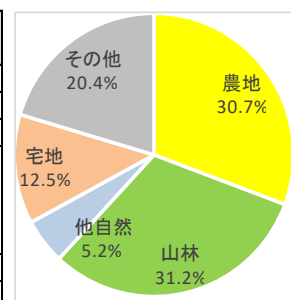
①地域の現状

- 坂出市の南東部に位置し、山林と農地を合わせた自然的土地利用が60%超とその大部分を占めています。
- 平成27年現在の人口は9,893人で市全体の18.6%を占めています。平成7年からの20年間で9.3%減少しています。
- 平成27年現在の高齢化率は37.1%であり、高齢化の進展とともに生活利便性や防災力の低下が懸念されます。
- JR予讃線や国道11号沿いでは市街地が進むとともに、府中湖周辺では豊かな自然環境が広がっています。



【南東部】		面積 (ha)	割合 (%)
農地		826.4	30.7
山林		838.2	31.2
他自然		139.8	5.2
宅地	住宅	247.9	12.5
	商業	25.6	
	工業	30.9	
	公益	33.1	
その他		547.9	20.4
合計		2,689.8	100.0

出典：H26.3都市計画基礎調査



②地域の主要課題

- 地域に広がる田園環境と府中湖周辺の里山など、地域の風景を形成する豊かな自然環境の保全とその活用が求められています。
- これらの自然環境と調和して、健康的で快適な居住が続けられる地域環境の形成が求められています。

2) めざすべき地域の姿

地域の現状、主要課題を踏まえ、地域づくりのテーマと目標を以下のように設定します。

南東部地域

テーマ 豊かな自然環境に包まれた安らぎのある地域づくり

目標

- ① 豊かな自然環境の保全と活用
- ② 自然の中に生きる健康な居住環境の形成

3) 地域づくりの方針

①豊かな自然環境の保全と活用

城山の保全を図るとともに、府中湖周辺に広がる良質な自然環境の保全に努めます。

また、カヌー競技施設を中心としたレクリエーション空間の形成、環境教育、自然体験などの場として豊かな自然環境を有効利用したまちづくりを進めます。

②自然の中に生きる健康な居住環境の形成

日常生活圏の中心として機能する小学校、公民館、出張所周辺などでは、生活利便施設などの維持・確保を図るとともに、地域に広がる集落地では、快適な田園居住の形成に努めます。

五色台の自然を背景として河川や周辺の優良農地、ため池等を活かした地区環境の整備を行います。なお、農地など自然的土地利用を原則とし、無秩序な市街化を抑制します。

□南東部地域の整備方針図

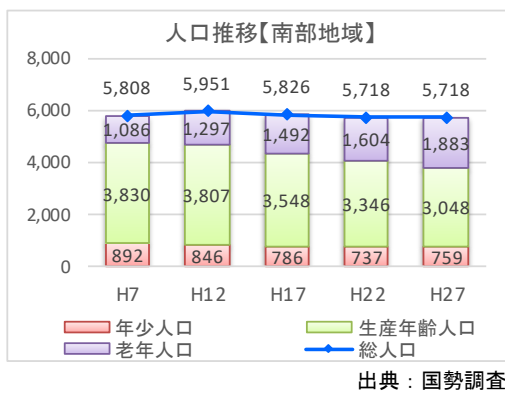


5. 南部地域

1) 地域の現状と課題

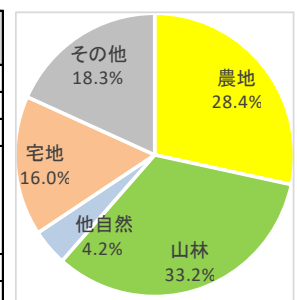
①地域の現状

- ・坂出市の南部に位置し、山林と農地を合わせた自然的土地利用が 60% 超とその大部分を占めています。
- ・平成 27 年現在の人口は 5,718 人で市全体の 10.8% を占めています。平成 7 年からの 20 年間で 1.5% の減少に留まっています。
- ・平成 27 年現在の高齢化率は 32.9% であり、高齢化の進展とともに生活利便性や防災力の低下が懸念されます。
- ・飯野山や郷師山などの山地部とともに、低地部では農地が広がり、集落地が点在しています。



【南部】		面積 (ha)	割合 (%)
農地		252.8	28.4
山林		296.0	33.2
他自然		37.0	4.2
宅地	住宅	120.4	16.0
	商業	5.7	
	工業	5.8	
	公益	10.4	
その他		163.2	18.3
合計		891.3	100.1

出典：H26.3都市計画基礎調査



②地域の主要課題

- ・地域には、田園環境と飯野山や郷師山などの自然環境などが広がっており、これら地域の風景を形成する豊かな自然環境の保全とその活用が求められています。
- ・高松自動車道や国道 438 号などの交通利便性の高さを活かした快適で生活しやすい田園居住地の形成が求められています。

2) めざすべき地域の姿

地域の現状、主要課題を踏まえ、地域づくりのテーマと目標を以下のように設定します。

南部地域

テーマ

自然と暮らしが調和したゆとりのある地域づくり

目標

- ① 里山と田園環境の保全
- ② 暮らしと田園居住地の調和

3) 地域づくりの方針

①里山と田園環境の保全

飯野山（讃岐富士）や城山などの自然環境の保全・活用を図るとともに、低地部に広がる田園環境の保全に努めます。

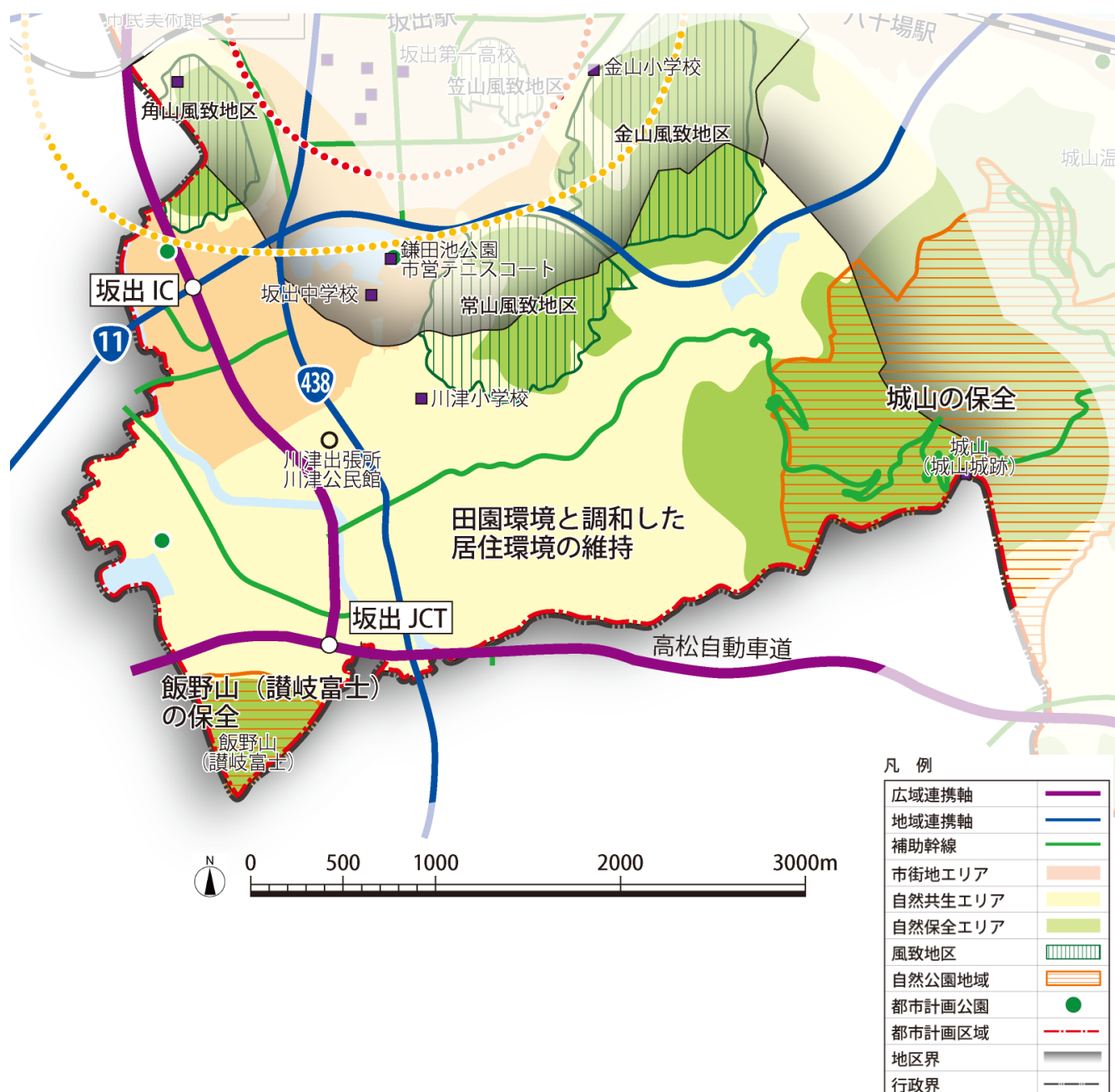
また、観光やレクリエーション、環境教育、自然体験などの場として豊かな自然環境を有効利用したまちづくりを進めます。

②交通利便の高い暮らしと田園居住地の調和

日常生活圏の中心として機能する公民館、出張所周辺などでは、交通利便性の高さを活かして、行政サービスや生活利便施設の維持・確保を図るとともに、地域に広がる集落地では、生活道路の改良など快適な田園居住の形成に努めます。

なお、農地など自然的土地利用を原則とし、無秩序な市街化を抑制します。

□南部地域の整備方針図



第Ⅳ章 計画実現に向けて

1. 計画的・効果的なまちづくりの推進

1) 庁内推進体制の充実

都市計画マスタープランは、都市計画分野に限らず、本市のまちづくりに関する長期的な基本方針を示したものであることから、道路や公園、景観などまちづくり分野で定める個別計画の策定や事業の実施に際して、本計画を指針として活用し、相互連携のとれた一体的なまちづくりを展開します。

また、庁内の関係部局の横断的な連携はもとより、国や県、近隣市町、各種関係機関等との連携を強化しながら、計画的・効率的な事業や取組を進めていきます。

2) 計画の進行管理

本計画で位置づけた取り組みを着実に推進するとともに、実施効果を点検し、定期的な見直しを行うために、PDCAサイクルを構築し計画の進行管理を実施します。



①計画の策定 (Plan)

目標を実現するための計画（区域、施策、事業等）を策定します。

②計画の実施 (Do)

施策やプロジェクト等を実施します。併せて、その成果の測定も行います。

③計画の点検 (Check)

指標等に照らし合わせて、成果を点検・評価します。

④計画の見直し (Action)

点検結果をもとに計画を見直し、改善に必要な措置を講じます。

2. 共働によるまちづくりの推進

1) 役割分担

【行政】

◆情報の収集と提供

まちづくりに関する様々な情報の収集と提供を行うとともに、行政が率先して取り組むまちづくりについて計画段階から情報を提供するなど、積極的に市民参加を促します。

◆支援・助成制度の充実

市民が主体のまちづくり学習会やまちづくり計画の作成・実現化など、それぞれの段階に応じて、適切な助言・支援や助成制度等の充実を図ります。

◆推進体制の充実

総合的かつ効果的なまちづくりを推進するため、庁内関係部局が連携し、横断的な連絡・調整を図りながら事業の推進に努めます。

◆関係機関等との調整

まちづくりに関する広域的な連携や調整を図るため、関係機関等と協議を行います。

【市民】

地域住民間で連携を図り、景観づくりや身近な公園の管理など住民主体の活動を進めるとともに、身近な生活環境の改善など、自らできることを積極的に行います。

【事業者等】

地域の住民や行政と連携・協力するとともに、社会的な役割や専門的な知識を活用し、美しい街なみづくりや地域の活性化などの活動を行います。

2) 推進方策

①都市計画の決定・変更

都市計画マスタープランで示す将来像を実現するためには、都市計画の決定や変更も必要になってきます。

都市計画の決定・変更では、社会経済情勢や将来見通し、地域特性、計画の熟度、住民意向等を的確に判断しながら、適切な時期に実施します。

②都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、長期的・総合的な視点にたって本市の将来像を示し、その大きな道筋を明らかにしています。

しかし、人口減少・高齢社会を迎え、厳しい財政状況のなか、策定段階で施策の具体を示すには限界があり、本計画は、策定後に適切な政策判断が可能となる弾力性のある計画となっています。

また、本計画策定後、上位計画である坂出市まちづくり基本構想や坂出都市計画区域マスタープランの改訂、地区レベルでの新たなまちづくり計画やルールがつくられることも十分に想定されます。

さらに、本市を取り巻く社会経済情勢や地域の状況なども大きく変化することも想定されることから、必要に応じて計画の適宜見直しを行っていきます。

坂出市都市計画マスタープラン

発行年月：平成 31 年 3 月

改 訂：令和 6 年 3 月

発 行：坂出市建設経済部都市整備課

〒762-8601

香川県坂出市室町二丁目 3 番 5 号

T E L : 0877-44-5017

F A X : 0877-44-4585

H P : <http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/tosiseibi/>



坂出市公認キャラクターさかいでまる